

二 明治後期の出石

1 地方自治制度の確立と

立憲政治の進展

三 第一回出石町議会議事録 (明治二十二年)

議事録

明治二十二年五月十一日町長・助役撰挙ノ為メ弘道小

学校内ニ於テ第一回町会ヲ開ク

午後二時開会

出席議員左ノ如シ

壹番	山本豊左右
貳番	芦田婦一
參番	本間果
四番	福富源藏
五番	関口喜元
六番	志水六三郎
七番	中山慎吾
八番	山本藤藏
九番	武田喜平次

1 地方自治制度の確立と立憲政治の進展

拾番 田中義顯

拾壹番 守本正造

拾貳番 弓削究

拾參番 砂治加三

拾肆番 長良三郎

拾伍番 間中藤雄

拾陸番 正林喜代太郎

拾七番 長谷要藏

拾八番 福富達藏

議員関口喜元長年者ノ役ヲ以テ仮議長トナル

二番議員町長ヲ有給トナスノ建議ヲ提出ス、討議ノ末
名誉職トナスニ決ス

三番議員岡部久洋ヲ町村制第七條第一項但書ニヨリ二
ヶ年ヲ特免シ公民権ヲ附スルノ建議ヲ提出シ之ニ決ス
町長ヲ撰挙ス、ソノ投票左ノ如シ

拾八票 岡部久洋

午後五時閉会ス

十二日午前八時三十分開会

二番議員助役ヲ有給トナスノ説ヲ提出ス

討議ノ末名誉職トナスニ決ス

助役ノ撰挙ヲ行フ、其ノ投票拾七票得点数左ノ如シ

九点 福富達三

六点 本間果

壹点 弓削究

壹点 岡木嘉明

過半数ニヨリ福富達三ヲ当撰ニス

午前九時閉会

右確實ナルヲ記スル為メ茲ニ署名捺印ス

仮議長 関口喜元

三 街区改良を論ず、桜井勉 (明治二十五年)

『出石町要務論』 金沢省三氏所蔵

街区改良ヲ論ス

出石市街ハモト攻守ノ便ヲ謀リテト定シタルモノナ

リ、故ニ商業ノ為メニハ極テ不便ナリ、辞ヲカヘテ之ヲイヘハ乱世ニ利アリテ治世ニ不利ナリトイハサルヘカラス

何トナレハ、山巒其三面ヲ囲ミ宛カモ馬蹄状ヲナシ、其西北一面ハ山巒ナシトイヘトモ猶武処山アリ、中間ニ突起シテ之ヲ障ス、所謂山河襟帯自然城ヲナスノ地勢タリ、故ニ山名氏二百許年ノ間但馬ヲ奄有セシカ、一時豊岡ニ居シコトアリ、中コロ見開山ニ居シコトアリ、其後宮内ニ居シコトアリシモ、最後ニ至リ遂ニ出石ニ移リシナリ、サレト一利アレハ一害之ニ随フハ自然ノ道理ニシテ、商売ノ往来物貨ノ運輸ニハ極メテ不便ニシテ城崎ニ至ル一線ノ道路ヲ除クノ外、山巒ヲ過キシテ他郡ニ往来シ得ル所アルコトナシ、況ヤ其市街ハ外敵ノ襲来ヲ防クコトノミニ注意シタルカ故ニ、或ハ屈曲シ或ハ行止リ不便ノ甚シキコト実ニ言語ニ絶セリ、今ヤ世治平ニ属ス何如ソ其不利・不便ヲ排却セサルヘケンヤ

故ニ本街即今ノ急務ハ道路ヲ改良シ街区ヲ改良スルニアリ、明治九年大焼ノ際有志者中此事ヲ発議セシモノナキニアラサリシモ遂ニ行ハレサリキ、然レモ二者ハ終ニヤムヘカラス、而シテ街区ハ内ナリ道路ハ外ナリ街区ハ腹心ノ如ク道路ハ手足ノ如シ、先ツ街区ノ改良ヲ論スヘシ

街区ノ改良ヲ加フヘキ箇処ハ極テ多シ、然レモ余ハ暫ク其最ヤムヘカラサル箇処ノミヲ掲クヘシ

第一 新町ヨリ直線ニ谷山町ノ北岸及材木町・内町ヲ過キ、柳町・松枝町ヲ横絶シテ馬場町ニ達スヘシ、最人行ニ便スル為メ一橋ヲ新架シ新橋ヲ廃スヘシ

第二 鱒山山下ヨリ南方ニ一線ヲ開キ、新屋敷・谷山町ノ南岸ヲ過キ、伊木町ヲ経内町諸杉小路ニ達スヘシ

此内新道ニ属スルモノハ工場ヲ設置スルヲ望ムカ為メニ、特ニ之ヲ開カント欲スルナリ

第三 材木町天神前ヨリ東条町竹村慶也宅北ノ辺

ニ至リ、左折シ八木町ヲ経奥山川新架橋ニ達スヘシ

以上ハ街区改正ノ大綱ナリ、若シ夫レ小目ヲ掲クル

ハ、

第一 正當ノ町議ヲ以テ公署・工場・商店・劇場・

第四 東条町旧神巫旧宅ノ辺ヨリ本町ヲ経田結庄

町・柳町ヲ横絶シ馬場町ニ達スヘシ、最一橋ヲ新架スルコト第一ニ同シカルヘシ

伝染病院及墓地等ノ地区ヲ定メ、其区内ニ於

テハ他ノ目的ニ供スル家屋ヲ設ケシメサルヲ

要スル事

第五 宗鏡寺門前ヨリ東条町下魚屋町ヲ横絶シ、宵

田町ヲ経田結庄町・柳町・松枝町ヲ横絶シテ馬場町ニ達スヘシ、最モ一橋ヲ新架スルコト

内町ハ公署地(郡役所・町役場・警察分署・登

記所・直間税署・学校ノ類)トシ、材木町・魚

屋町・八木町・田結庄町・柳町・川原町・

第一ニ同シカルヘシ

東条町ハ純然タル商店地トシ、新屋敷・楊

第六 田結庄町南端ヨリ一条ノ直線トナシ、川原町

ニ至リ西ニ折レテ第七ノ路線ニ合スヘシ

枝谷・谷山・岩鼻ハ純然タル工場地トシ、

其他ハ雜業地トナスヲ要ス、何トナレハ、

第七 柳町ノ南端ヨリ川原町ヲ過キ、松堤ニ至ルマ

テ已ムコトヲ得サル一、二ノ屈曲ヲ除クノ外、総テ一条ノ直線トナスヘシ

各業雜居スレハ大ニ街市ノ形況ヲシテ醜惡

ナラシムルヲ以テナリ、其一例ヲイヘハ、

現ニ水天宮及ヒ旧土岐邸ノ跡地即今商店ヲ

第八 郡役所前ヨリ八木町ニ達スルマテノ間ハ総テ

広小路トナシ、樹木ヲ兩側ニ列栽スヘシ

設ケサルカ故ニ柳町・田結庄町兩町ノ街況

ヲシテアシカラシムルカ如キ、柳町上丁ハ

第二

水ニ臨ミ風景絶佳ナルニ拘ラス、依然竹林タルカ故ニ柳町ノ街況ヲシテアシカラシムルカ如キ是ナリ、但、郵便局ハ即今ノ西ナル新街角ニ置キ、劇場ハ宵田町中旧裏町ノ東現郡役所ノ正北衝当リノ処ニ之ヲ置クヲ要ス、而シテ魚屋町・宵田町・田結庄町等ノ商店区中ニアル墓地ハ埋葬ヲ禁シ、伝染病院及伝染病墓地ハ隔絶ノ地ニシテ、風上・水上ニ位セサル処ニ設クルヲ要ス

蔵王溪水ヲ引テ一渠ヲ新屋敷谷山ノ南岸ニ通シ、別ニ楊枝溪水ヲ引テ一渠ヲ谷山ノ北岸ニ通シ工場ノ用ニ供スル事

両溪ノ水ハ飲用ニ供スル為メ浄水管ヲ設クルヲ要ス、然レモ本街ノ力未タ鉄管ヲ設クルノ地位ニ達セス、故ニ之ヲ以テ暫ク製糸場（人或ハ製糸織物ニ水ヲ用ルヲ不可ナリトス、然レモ相州地方ニテ製糸工場ニ水ヲ利用シ、桐

第三

生地方ニテ織物場ニ水ヲ利用シタルヲ目撃ス、要湿氣ヲ避ルノ構造如何ニアリ、湿氣恐ルニ足ラス、織物場・製磁場・製紙場・春米場・鋳物場ノ如キ水車ノ力ヲ用ヒテ人力ヲ省キ費額ヲ減シ得ヘキ者ノ用ニ供セント欲スルナリ、其新ニ一渠ヲ通セントスルハ溪敷卑下ニシテ工事ノ用ニ供スヘカラルヲ以テ、水ヲシテ高处ヲ過キシメント欲スルナリ

旧城址（小幡久次郎ノ所有地）及弘道館址ヲ以テ公園トシ、大橋近傍ノ河原ヲ掃除シ夏期ニ宜シキ花草即月見草・花菖蒲及七草等ヲ植ヘ、七軒町堀ヨリ高德寺辺ニ至ル沿岸ニ花柳ヲ植ヘ、其他市街ノ風景ヲ修スル事

大橋近傍ノ河原ハ夏夜ノ納涼地ニ供シ、京都ノ四極橋下ニ擬シ、七軒町堀ハ春秋ノ別

第四

飲用井ヲ増鑿シ悪水排泄渠ヲ作ル事

出石ノ水不良ナルモノ多ク、且ツ年々夏時ニ至ルコトニ飲用水ノ不足ニ苦シムヲ例トス、幸ニシテ藏王・楊枝両溪ノ有ルアリ、其質至良ニシテ其量モ亦寡シトナサス、淨水管ヲ設ケテ之ヲ用ヒハ極テ人生ノ健康ニ適スルノミナラス、火災ノ時ニ於テモ亦極テ便ナルヘシト信ス、然レモ今日街民ノ資力蓋之ニ堪ヘサルヘク、又稲田ノ灌溉ニ供スルノ習慣アリ、俄カニ改ムヘカラサルカ故ニ余ハ三、四十戸コトニ一個ノ堀抜公用井ヲ開鑿センコトヲ望ム（人或ハ言シ出石ノ地ハ石多シ、堀抜ヲナスヘカラスト、然レモ上総地方ニテハ粘土ハ至難ナレモ石ハ貫穿シ得ヘシトイヘリ、余ハ必ス之ヲ試シコトヲ望ム）、出石ノ地質ハ入佐山ニ沿ヒタル部分若干ヲ除クノ外土礫交錯シ地盤堅カラス、故ニ汙水ノ沁入殊ニ甚シトス、故ニ汙水管ヲ作ラン

第五

予メ石炭ヲ用ル工場ヲ街区内ニ置ク事ヲ禁シ置クヘキ事
コトヲ欲ス、然レモ是レ亦街民ノ力ニ堪ヘサルヘキカ、故ニ排泄渠ヲ作り之ヲ谷山川ノ下流若クハ出石川ニ注カシコトヲ望ム

出石ノ地ハ三面山ニ包マル広漠タル土地ニ同シカラス、故ニ風ノ流通甚々宜シカラス、若シ街民ノ力発達シ続々街区内ニ於テ石炭ヲ用ル工場ヲ設クルニ至ラハ、其人生ノ健康ヲ害スルコト極テ甚シカルヘシ、人或ハ之ヲ以テ過慮トナスモノアラン、然レモ出石ノ地ハ工業ニ適セリ、人民苟モ勤勉・貯蓄ヲ怠ラスンハ他日ノ発達必ス期スヘシト信ス、果シテ其秋ニ至ラハ石炭ヲ買入レテ之ヲ用フルコト必セリ、縦令ヒ俄カニ其秋ニ至ラサルニモセヨ一朝近傍ニテ石炭脈ヲ発見スルカ如キコトアラハ、其勢必ス防遏

二 明治後期の出石

シ得サルモノアルヘシ、故ニ余ハ千歳ノ為メニ予メ之ヲ禁シ置カントヲ欲スルナリ、此頃外国新聞ノ記スル所ニヨレハ、米國チカゴ府ニテ万国博覧会ヲ開カントスルニ當リ、工場至多烟突林立シ大氣不潔ナルヲ以テ、外国人ノ為メニ非難セラレンコトヲ恐レ種々苦心セリトイフ、本街ノ殷鑑トナスヘキナリ

人之ヲ誑マハ必スイハン、子カ街区改良ノ説ハ極テ佳ナリ、唯街民ノ力ニ堪ヘサルヲ如何セント、噫余モトヨリ之ヲ知レリ、然レモ古人イヘルコトアリ、事予スレハ則立チ予セサレハ則立タスト、故ニ物事予メ注意予定シ置サルキハ縦令其資力ヲ生シ得ルコトアルモ、俄カニ為シ得ヘカラサルノミナラス、漸次ニ堅牢ノ家屋・其他種々ノ動カスヘカラサル構造物等ヲ生スルカ故ニ予メ之カ備ヲ為サンコトヲ欲スルナリ、今其一例ヲイヘハ、若シ明治九年ノ大焼前ニ當リ予メ街区ヲ改

ルノ議ヲ決シ置カハ、此不規則ナル街状ヲナサ、リシニ相違ナカルヘシ、然ルニ其以前ニ當リ予メ街区ヲ改ルノ議ヲ決シ置カサリシカ故ニ各自ニ区々ノ普請ヲナシ、遂ニ不規則ナル街状ヲ呈セシナリ、故ニ今日ニアリテ速カニ後來ノ目的ヲ定メ置カント欲スルノミ、然レモ余ハ再ヒ九年ノ如キ不幸ヲ防カントヲ欲スルヲ以テ別ニ防火ノ事ヲ論シタリ、冀クハ火災ニヨラスンテ(本街民力ノ發達ニ因テ)街区ヲ改良センコトヲ欲スルナリ

三 衆議院議員選舉法違犯事件判決

檢察庁藏

判決

兵庫縣城崎郡日高村ノ内鶴岡村

平民 農

藤本俊郎

明治四年一月八日生

全県全郡中筋村ノ内土淵村

平民 農

加藤大太郎

1 地方自治制度の確立と立憲政治の進展

兵庫県城崎郡三方村ノ内田ノ口村
 明治四年五月十二日生

平民 村吏

太田 綱藏

明治元年一月七日生

全県全郡国府村ノ内上郷村

平民 村吏

赤木八左衛門

安政元年五月十二日生

全県全郡日高村ノ内夏栗村

平民 農

谷口角右衛門

弘化二年十一月八日生

全県全郡中筋村ノ内土淵村

平民 農

加藤重次郎

天保九年九月十五日生

全県全郡日高村ノ内日置村

平民 農

福富庄兵衛

嘉永三年六月廿一日生

全県全郡国府村ノ内竹貫村

平民 農

武中孫三郎

天保十式年二月九日生

全県全郡日高村ノ内久田谷村

平民 紺屋職

瀬崎佐之助

明治十式年十一月八日生

全県全郡全村ノ内山本村

平民 農

村田直右衛門

安政四年十一月十三日生

全県全郡全村ノ内水上村

平民 農

木下梅太郎

明治元年三月廿三日生

全県全郡中筋村ノ内加陽村

平民 農

小西七郎左衛門

明治五年四月九日生

右被告藤本俊郎外拾名ニ対スル衆議院議員選挙法違反及ビ俊郎ニ対スル私書偽造行使被告事件ノ公訴審理判決スル、左ノ如シ

主 文

被告俊郎ヲ罰金參拾円、被告大太郎・綱藏・八左衛門・角右衛門・庄兵衛・孫三郎・佐之助・直右衛門・梅太郎・七郎左衛門ヲ各罰金拾五円宛ニ処ス

被告重次郎ハ無罪トス

被告俊郎ガ私書偽造行使ハ無罪トス

各押収ノ証拠物件ハ各被押収者ニ還付ス

公訴裁判費用ノ内、証人谷岡弥三次、参考人岡本熊藏ニ係ル部分金壹円五拾壹錢ハ国庫ノ負担、其他金四円四拾八錢ハ各被告(重次郎ヲ除ク)連帯負担トス

事 由

被告俊郎ハ元立憲政友会ナリシガ、全會員ニシテ最モ親交アル西村淳藏ガ明治三十五年五月下旬脱会スルニ当リ共ニ脱却スルコトナリ、其届書ヲ全時ニ政友会兵庫県支部ニ提出シ、爾來中立ノ態度ヲ執ルノ目的ナリシニ、因ラザリキ淳藏ハ被告ニ謀ラズ而カモ多年敵視セル憲政本党ニ加盟セシヲ以テ頗ブル失望ノ境遇ニ

陥リ居タル折柄、政友会兵庫支部ニ於テ今回郡部選出ノ衆議院議員候補者ノ一人ニ推薦セラレタル桜井駿ノ為メ熱心運動シツツアル桜井勉及ビ福田八郎左衛門等ハ、被告俊郎ヲ中立ノ地位ニ置クハ大ニ自党ノ為メ不利益ナルノミナラズ、駿ノ為メニモ亦便利ナラザルニ付、之ヲ復党センメ爾後駿ノ為メ共ニ運動ノ勞ヲ執ラシムルヲ得策トシ、屢々其復党ヲ勸告シ、又多年被告ト全一ノ主義ヲ把リ且俊郎ヲ首領ト推戴セル被告太田綱藏・加藤大太郎・赤木八右衛門等モ交々復党ヲ勸告シタルヲ以テ遂ニ桜井勉・福田八郎右衛門等ノ希望ノアル処ヲモ推知シ、明治三十五年七月十日城崎郡日高村ノ内江原村旅人宿小西幾次郎方ニ於テ八郎右衛門・綱藏等ト会同シ、其結果愈々復党スル事ニ決心シタリ、然レドモ之ヲ公衆ニ発表センニハ未ダ完全ノ理由ナキヨリ、之ヲ案出スル為メ兵庫県支部ヘハ正式ノ復党届ヲ出サズ暫ク考案スルコトトシ、尚其復党ノ決心ヲ証スル為メ仮リニ自署アル復党届ヲ作り其場ニ於テ之ヲ

八郎右衛門ニ交付シタリ、因テ被告俊郎ハ其事ヲ從來全主義ナル旧氣多郡有志者ニ披露シ、全時ニ爾來桜井駿ノ為メ選舉運動方法ヲ議スル必要アルヲ以テ、明治三十五年五月十四日一書ヲ国府村長赤木八左衛門ニ送り、來ル十六日正午ヲ期シ有志ヲ日高村ノ内日置村医師成瀬孝三別荘ニ会セシメント其案内スベキ人名ヲ記シ、郵便ハガキヲ添へ、尚信用ヲ博スル為メ赤木甚太夫・谷岡弥三次ノ名義ヲ濫用シ、之ニ自己名義ヲ加へ三名連署ノ姿ニテ案内状ヲ發送センコトヲ依囑セリ、依テ八左衛門ハ即日役場員ニ其ハガキヲ書セシメ其文詞ヲ以テ之ヲ郵便ニ投ジタリ、因テ其当日ニ至リ被告俊郎ハ其股肱タル被告大太郎ヲ随へ、全日午前十二時頃該成瀬別荘ニ立越シ、当日確然出席人員未定ナルニモ不拘先十二名ト予定シ、之ニ酒肴ヲ饗セン為メ日置村北井林三郎ヲ招キ、大太郎ヲシテ密ニ一人前金四拾錢乃至五十錢以内ノ酒肴ヲ調達スベキコトヲ命ジ置キタリ、間モナク案内ニ応ジ綱藏・七郎左衛門等一同參

集シ、俊郎ハ先ヅ復党ノ旨ヲ述ベ這回衆議院議員候補者ニ桜井駿ヲ推薦スルコト、其選舉事務所ニ日置村三味院別荘ヲ充ルコト、運動員ヲ綱藏外十三名トセル事等ヲ決議シ、推薦狀ニハ各自氏名ヲ自署シ同日事務所設立・運動員設定ノコトヲ共々江原警察署ニ届出シメ、茲ニ其日ノ會議ヲ終了シ、予メ準備セル酒肴ヲ徴シ警察署ノ注意ニ依リ各場所ヲ異ニシ、綱藏ハ全別荘ニ於テ、大太郎・七郎左衛門ハ成瀬本宅ニ於テ、庄兵衛・八左衛門・孫三郎・角右衛門・佐之助ハ庄兵衛方ニ於テ、梅太郎・直右衛門ハ林三郎宅ニ於テ右酒肴ヲ饗シタルモノナリ

被告大太郎・綱藏・八左衛門・角右衛門・庄兵衛・孫三郎・佐之助・直右衛門・梅太郎・七郎左衛門ハ、前記ノ如ク議決后各所ニ於テ俊郎ノ饗応ヲ受ケタルモノナリ

以上ノ各事実ハ、各被告ニ於テ当日全所ニ会合シタルモ選舉ニ関シタルニ非ラズ、又其酒食セシハ饗応接待

ニ非ラズト弁疏セリ、然レドモ左記列挙ノ如キ明証アリ

(証拠略)

右各証拠ヲ総合シテ、被告等ガ撰挙ニ関シ(選以下同)饜応シ又ハセラレタルコト明確ナリト認定ス(中略)

右被告共ノ所為ハ衆議院議員撰挙法第八十七条第二号ニ違反シ、全第一項ヲ適用シ(中略)孰レモ主文ノ如ク判決セリ

検事 枸杞 状太郎 干与ス

明治三十五年八月廿五日

神戸地方裁判所豊岡支部

裁判長 判事 大出憲之 ㊦

判事 岡田多四郎 ㊦

判事 物集高材 ㊦

裁判所書記 国友 糸之助 ㊦

三 国村又右衛門翁逝く

『但馬新聞』(明治四十四年七月三十日付)

豊岡市 橋本昭史郎氏所藏

翁は出石郡室埴村の内日野辺村の人、天保三年を以て碧雲清流其居村に生る、幼にして敏壮年に為に及んで村治を見る明らかなり、即ち戸長に選まれ次で同郡会議員等の名譽職を帯ぶ事、茲に数年性至(マツ)って温順村民の欣望する恰も慈母の如し、明治四十四年七月二十七日病を以て逝く惜いかな、遺言して曰く金壹百円を寺坂小学校基本(財産脱カ)に寄附せよと、即ち翌二十八日桐野村慈眼寺に葬儀を営む、会葬するもの菅谷・福住・寺坂三校長及び職員、大橋同郡書記、室埴村助役、本社出石支局長、近村有志、小学校生徒等約五百余名にして午後四時私有墓地に葬る、法名淳信院法雲義説居士、行年七十歳矣

三 宇野文右衛門氏逝く

『但馬新聞』(明治四十四年八月二十日付)
豊岡市 橋本昭史郎氏所藏

出石郡神美村の内香住村門閥家宇野文右衛門氏(前代議士佐藤文兵衛氏の実兄)は、去る一日俄然発病し十二日午後二時溘然として逝けり、享年七十二誠に惜むべきなり、氏は性来温厚篤実にして生前公共の事に尽し、就中出石川・円山川改修並に地価修正請願等県下を代表し奔走する事、実に数十回に及び、近くは老軀を以て同村青年を薰陶し青年会の振興に努め、常に教育・治水・軍人優待等に尽す処尠ならず、村民常に其徳に推服す、今其略歴を列記せんに

明治六年安良、上・下鉢山、香住村戸長兼勤申付らる、同七年三宅校事務係拜命、同八年地券下調掛拝命、同十二年但馬国民総代、出石郡山岳地等調査委員当選、同十三年県會議員当選、同十四年県農會議員当選、同十五年出石郡人民総代当選、同十八年

県會議員当選、出石・気多一円郡連合會議員当選、鳥井村外十箇村戸長拜命、同二十年県勸業諮問會議員当選、同二十一年県下地価修正請願委員、同二十二年徴兵参事會會員当選、同三十年出石・城崎兩郡治水町村組合會議員当選、尚出石商業株式會社を創立して社長となり、其間五十五銀行及貯蓄銀行に取締役・監査役たりしことあり

2 日清・日露の両戦役

三 出石郡尚武義會小坂村支會規約 (明治三十四年)

長砂区有文書

- 第一条 本會ハ、出石郡尚武義會小坂村支會ト称ス
 第二条 本會ノ区域ハ、小坂村壱円トシ、事務所ヲ小坂村役場内ニ置ク
 第三条 本會ハ、本村民ニシテ現役ニ服務シ及戰時事

変ニ際シ応召スル陸海軍々人ヲ優待シ、並ニ
陸海軍々人ノ家族ニシテ生活困難ナル者ヲ補
助救済スルヲ以テ目的トス

第四条

木会ハ、本村民ヲ以テ組織シ、其資金ハ会費
及義捐金ヲ以テ之ニ充ツ

第五条

本会々員別チテ特別会員・通常会員・義務会
員ノ三種トス

特別会員ハ、本会ニ対シ功勞アルモノ、通常
会員ハ、会費トシテ年々会費ヲ分担スルモノ、
義務会員ハ、其年壯丁中各合格トシ、其出金
額ハ左ノ等差ニ依ル

但シ、通常会員ノ出金額ハ、別表ニ定ムル

所ニ依ル

甲種合格者 金壹円五拾錢

乙種合格者 金壹円

丙種合格者 金五拾錢

第六条

本会ニ左ノ役員ヲ置ク、但シ、名誉職トス

会長 壹 名

副会長 壹 名

委員 拾 名

幹事 參 名

第七条

会長ハ村長ニ、副会長ハ助役ニ、幹事ハ収入
役及書記ニ、委員ハ大字總代ニ囑托ス

第八条

会長ハ、本会一切ノ事務ヲ總理シ、副会長ハ、
会長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
幹事ハ、會長ノ指揮ニ從ヒ會計・其他ノ事務
ニ從事シ、委員ハ、本会ノ議事ヲ評定シ、大
字内会員ハ、会費ヲ徴収シ及精算報告ヲ認定
ス

第九条

第三条ニ該当スル軍人ハ、左ノ區別ニヨリ之
ヲ優待ス

一、現役入營兵本条第三項ニ掲載セル者ヲ除

クニ送別ノ意ヲ表スルタメ、酒肴トシテ

金四円ヅ、ヲ贈与ス

二、現役満期除隊ニ依リ帰郷スル兵士ニ慰勞

トシテ左ノ金員ヲ贈与ス

式等卒ハ壹円・尅等卒ハ壹円五拾銭・下

士適任者及伍長ハ貳円・軍曹ハ貳円五拾

銭・曹長ハ參円・其他勲等ニ叙セラレ著

シク昇進シタルモノハ金五円以上ヲ贈与

ス

三、砲兵助卒・砲兵輸卒・輜重輸卒・看護卒

ハ、入營及第一補充兵ニシテ教育召集ニ

応スル際、酒肴料トシテ金五拾銭ヅ、ヲ

贈与ス、帰郷ノ際又全シ

四、戰時事変ニ際シ従軍スルモノハ、送迎ノ

意ヲ表スル為メ、左ノ區別ニヨリ金員ヲ

贈与ス

現役ヨリ直ニ従軍スルモノ金參円

充員召集及補充召集ニ依リ従軍スルモノ

金五円

第十条

召集解除ニヨリ帰郷セルモノ金五円

第三条ニ依リ救護スヘキ軍人ノ家族トハ、左

ノ各項ノ一ニ該当スルモノヲ云フ

一、在營中又ハ戰時事変ニ際シ、応召中本人

ヲ要セザレバ一家ノ生計ヲ立ツル能ハサ

ルモノ

二、在營中公務ニ基因シ、死亡或ハ傷痍ヲ受

ケ又ハ疾病ニ罹リ免役若クハ除隊トナリ、

将来其遺族若クハ家族自活シ能ハサルモ

ノ

三、戰時事変ニ際シ、戦死若クハ公務ニ基因

シ傷痍ヲ受ケ或ハ疾病ニ罹リ、将来遺族

又ハ家族自活シ能ハサルモノ

第十二条

第十条一項ニ該当スルモノハ、左ノ區別ニ依

リ委員会ニ於テ議決確定ノ日ヨリ本人在營中

又ハ応召中之ヲ救護ス

但シ、會長ニ於テ其事故止タルモノト認め

委員会ニ提出シテ其議決ヲ経タル場合ハ、

在營中又ハ応召中ト雖其救護ヲ停止ス

一、年齢 十五年以上
七十年未満 一日金四錢乃至六錢

一、年齢 十五年以上
七十年以上 一日金二錢乃至四錢

第十二条

第十条第二項ニ当ルモノハ、委員会ニ於テ決議確定ノ日ヨリ六ヶ月以上二ヶ年以内、第十

条第三項ニ当ルモノハ、委員会決議確定ノ日

ヨリ六ヶ月以上三ヶ年以内、各前条ノ區別ニ

依リ之ヲ救護ス

但シ、前条但シ書ハ、本条ノ場合ニモ之ヲ

適用ス

第十三条

第十条ノ各項ニヨリ救助ヲ受ケ若クハ受ケサ
ル家族・遺族ニシテ、疾病・其他不慮ノ災害

ニ罹リタルキハ、其狀況ニ応シ委員会ノ議決

ヲ経一時金拾円以下ヲ救与ス

第十四条

前三条ノ外各大字ニ於テハ、其大字内ノ被救
護者ノ狀況ニヨリ勞力ヲ以テ家務ヲ補助ス

但シ、補助方法ハ、其大字ニ於テ其大字内

会員ト共議ノ上之ヲ定ム

第十五条

第十条乃至第十四条ニヨリ救護ヲ受ケントス
ルモノハ、其旨書面ヲ以テ委員ヲ經由シ会長

ニ申出スベシ、委員ハ、本条ノ申立書ヲ受ケ
タル時ハ、事実取調書ヲ添付シ会長ニ差出ベ

シ

第十六条

会長ハ、前条ノ申立書及事実取調書ヲ受ケタ
ルキハ、之ヲ審査シ意見ヲ具シ委員会ニ提出

シテ其採否ヲ決ス

第十七条

本会ノ会費ハ、毎年一月・七月ノ二期ニ納付
スルモノトス

第十八条

本会ノ収入金ハ、会長ノ名ヲ以テ銀行若クハ
其他ヘ確實ナル方法ニヨリ之ヲ預入ル、モノ

トス

第十九条

本会ノ支出ニ関シテハ、本規約ニ確定セルモ
ノ、外委員会ノ議決ヲ経テ会長之ヲ行フ

但シ、至急ヲ要スル事件ハ、會長ノ意見ヲ以テ処理シ後報告スルモノトス

第三條 本會ノ決算ハ、毎年三月委員會ニ報告シ認定

ヲ求ムルモノトス

第三條 本規程ハ、委員會ノ議決ニ抛リ修正・増補ス

ルヲ得

元 歩兵第二十連隊遼陽戰感狀 『歩兵第二十聯隊史』

感狀

歩兵第二十連隊

遼陽攻撃ノ際、九月三日「ユイフアンミヤオ」附近最モ堅固ニ防備シタル敵ニ対シ苦戰、一日上長官悉ク負傷シ死傷続出其ノ兵力ノ半ヲ失ヒ、特ニ第二大隊ノ如キハ將校尽ク死傷スルニ至ルモ、能ク奮戰シ全連隊ノ秩序整然トシテ敢テ乱レズ、以テ突撃ノ機会ヲ得セシメ更ニ歩兵第十連隊ノ増加ヲ得テ猛然タル突撃ヲ実行シ、終ニ敵ノ堅塁ヲ陥レ、続イテ敵ヲ追撃シ、遼陽城

門ノ守兵ヲ驅逐シ、全軍ニ先チ遼陽城ニ進入シ、其ノ東南門ヲ占領シタルハ実ニ赫々タル武功トス、仍テ茲ニ感狀ヲ授与ス

明治三十七年九月二十日

第四軍司令官

陸軍大將從二位勲一等功二級伯爵 野津道貫

四 石田為助、出征日誌(抄)―日露戰爭― 出石神社藏

第四軍 第十師団

福知山歩兵第二十連隊附 陸軍歩兵伍長

明治三十七年八月二十四日 晴

(歩兵第二十連隊第二回補充員三一〇名、内將校三〔大尉一・少尉二〇〕下士七〔伍長七〕・兵卒三〇〇〔上等兵三〇、二等卒二七〇〕、工兵第十大隊第二回補充員二〇名〔一・二等卒〕、合計三三〇名。陸軍歩兵大尉片岡房三引率、客車八両に分乗、午前八時福知山停車場出發、出征す)

「見送人ハブラツトホームニ立錐ノ余地ナク群集セリ。各人ノ携帶セル小形ノ国旗ハ翻騰トシテ場内ヲ裝飾セ

リ。両肩ヲ聳ヤカシテ其勇姿ヲ羨望スルモノ、親友ヲ訪ハントシテ客車ニ寄ル者、双眼露滋キ父母妻子、有ラユル意思ヲ表示セル諸階級ノ人物ヲ網羅セリ」。「列車ノ徐々トシテ進行ヲ始ムルヤ爆然タル煙火ハ一宮神社境内ヨリ発セラレ、幾千ノ見送人ハ一斉ニ万歳ヲ絶叫セリ。時正ニ午前八時」

「沿道ノ歡迎非常ニ盛大ナリ。氷上・多紀郡ノ各駅ニ於テハ急稽古ノ音楽隊ヲ編成シ停車中間断ナク不規則ナル樂ヲ奏ス。湯茶ノ供給、菓物ノ寄贈少カラズ」
「耕作セル老嫗アリ、列車ヲ発見スルヤ畑中ニ跪坐シ鍬ヲ捨テテ三拜ス。可憐ノ童子アリ齡漸クニシテ五六歳ヲ出デズ、黄帽褐色衣ノ吾人ヲ見ルヤ俄ニ双手ヲ拳ゲテ大声万歳ヲ呼び、吾人ノ投下シタル小国旗ヲ得嬉々トシテ目送ス。実ニ好乎ノ対照タリ」

八月二十八日 晴

「十一時宇品卓頭着」。「午後二時悉皆御用船日東九ニ乗船ス。総噸数二千三百三十噸」

九月一日 暴風雨

「当隊ハ南大澳上陸、橋木城迄三十五里間行軍ノ予定」

九月四日 晴

「渡渉上陸」。「初メテ満洲ニ足跡ヲ印ス正ニ午前十一時十分」。「午後一時大孤山ニ向テ出発ス」。「行程六里半」。「道路ノ險惡、暑氣ノ酷烈、八日間船暈ノ疲労ハ一時ニ吾人ヲ襲ヒ、路傍ニ横臥シテ起タザルモノ続出ス。加フルニ五貫匁ヲ超過セル武器裝具ハ益々全員ヲ困難セシメ、三々五々隊列ヲ去ルモ亦収集スル能ハズ。予ハ形勢スノ如キヲ見、急行シテ宿舍設備ノ迅速ナラシムコトヲ計画シ、一切ヲ放棄シテ顧ズ。土人一名ヲ雇ヒ手真似ヲ以テ嚮導タラシメ、谷口少尉ト共ニ之ニ從フ。畑ヲ横断シ、泥水ニ顛落シ、河流ヲ渡渉シ、中途休憩二十余回、漸クニシテ翌午前一時大孤山ニ達ス。來ル者僅ニ九名ノミ。内地ニ於テ強行軍ナルモノアルモ到底之ニ及バズ。飢餓・疲労忽然トシテ加ハリ、宿舍ノ徵発ヲ終ルヤ不潔ナル圍室ノ土間ニ横臥シ熟睡ス。

正三午前三時」

九月五日 晴

「午前七時(醒カ)睡メタルモ起キ上ルノ勇氣ナシ。加フルニ

下痢甚シク昏睡正午ニ及ブ」

「正午過前夜路傍ニ露營セルモノ三々五々到着ス」

「昨夜昏睡ノ極帽子・彈藥盒ヲ落失シタル兵卒アリ、

心細イカナ」

九月十七日 晴

「セタブシウニ向フ」 「午前九時三十分連隊本部ニ到

着シ、上陸以來六十余里ノ行軍ヲ終リ本隊ニ着ス」

「予ハ午後一時第十中隊へ編入セラレ、第三小隊第二

分隊長ヲ命ゼラル

第三大隊長代理陸軍歩兵大尉 古賀太吉

第十中隊長 陸軍歩兵大尉 植田瞭吉

第一小隊長代理陸軍歩兵特務曹長 阪元友行

第二小隊長代理陸軍歩兵曹長 井上政雄

第三小隊長 陸軍歩兵少尉 森田筆三郎」

九月二十二日 晴

「第十師団戦死者ノ招魂祭ヲ(遼陽)南門外畑地古戰場

ニ施行セラル。午後一時出発式場ニ至ル。小高キ堆土

ノ上、白木ノ碑ヲ立テ、大書シテ曰ク、第十師団戦死

者之墓。繞ラスニ緑門緑柵ヲ以テシ、数十旒ノ紅白旗

金風ニ翻ル。祭ルニ裝飾ナク、拜スル者錦繡ノ人士ナ

シト雖、奮戦苦闘シタル軍隊ガ壯嚴ニシテ唳々タル國

ノ鎮メノ譜ヲ奏シ、篠ノ如キ着劍ノ捧銃簀立スルノ崇

高ナル観念ハ到底本国ニ於テ目撃スル能ハザルコト必

セリ」

十月十二日 曇 (三塊石山の戦聞あり)

「午前二時ヲ過グル頃三塊石山南約三千米突ノ小阜ニ

達シ、徐々停止シテ行進方向ヲ定メントス」 「刹那翼然

タル一発ノ銃声聞ヲ破リテ物凄ク此莫タル四隣ニ反響

ス。続テ約一ケ小隊ヨリ成ル各個射撃ノ銃丸ハ、凄絶

ナル音響ヲ発シツツ密集隊形ヲナシテ伏臥セル吾人ノ

身辺ニ集中セリ」 「本庄大尉奮然トシテ彈兩ノ中ニ起

立シ吾先頭小隊ニ応射ヲ命ズ。各員死力ヲ尽シテ各自
 掩蔽部ヲ築造シ、各小隊長ノ号令ヲ以テ十數回ノ一斉
 射撃ヲナス。最初敵ノ第一発ヲ耳ニセシヨリ是ニ至ル
 迄僅カニ數分時ヲ出デズ。須臾ニシテ敵退却ス。又モ
 ヤ前進ヲ起シ屢々進行方向ヲ變換シ三魂石山ニ向フ。
 「已ニシテ東天少シク明ラカトナリ、髣髴トシテ前面
 ニ二個ノ山影ヲ見ルノ頃、俄然急霰ノ墜ツルガ如キ銃
 声前方ニ起リ、須臾ニシテ唳々トシテ肉躍リ血湧クノ
 突撃ノ譜ハ吹奏セラレ、潮ノ寄スルガ如キ足音天地ニ
 轟ク突撃ノ声ハ起レリ。銃声猛然ヲ極メ敵ノ將校カ全
 カヲ挙ゲテ部下ヲ督励シツ、号令ノ声手ニ取ル如クニ
 聞エ初メ、敵軍特異ノ巧妙ナル一斉射撃ノ銃声ハ覺エ
 ズ、吾人ヲシテ悚然タラシム」
 「乞フ試ニ思エ、本国ノ所謂飽食暖衣ノ輩汝等ガ曉ノ
 夢正ニ濃カナルノ時、明治三十七年十月十二日ノ天明、
 汝等ガ同胞タル我等壯丁ハ大元帥陛下ノ股肱タル重任
 ヲ全フセンガタメニ隊長ノ命令ヲ直チニ陛下ノ命令ト

ナシ、鉄石ニアラサル肉体ヲ蜂ノ巢ノ如キ銃口前ニ曝
 露シ、最後ノ声ヲ絞リテ肉薄シツツアルナリ。人世豈
 血ヲ見テ恐レザル如キ悲惨ナル事アラシヤ。戦友ノ死
 屍ヲ踏ミ越エタ々々々々^(マコ)屍ハ山ヲ築キ、血潮ハ杵ヲ漂ハス
 迄進ミニ進ミテ殞レントス。万物ノ靈長トシテ自誇シ
 ツ、アル人間、是ニ於テカ野獸ノ如キ本性ヲ現ハシ、
 血ヲ見テ益々餓エ、肉ヲ見テ喰ハントス、凄絶慘絶」
 「時ハ進行セリ」「喊声ハ各方面ニ起リ」「我大隊モ茲
 ニ最後ノ突撃ヲ試ム。突ツ込メノ号令一下満身ノ勇
 ヲ鼓シタル大喊声ハ一斉ニ吾人ノ口角ヲ発シ、余勢遠
 ク満天ニ震フ」「銃声激然ノ極ニ達シ、全ク鼓膜ノ感
 覚ヲ失ヒ、遙カニ瀑声ヲ聞クガ如シ。漸クニシテ敵ノ
 本陣地ニ到達シ天明ク。勇敢ナル本城大尉先づ重傷ヲ
 負ヒ、果敢ナル岡本副官美事ニ前額ヲ射タレテ戦死シ、
 死傷続出ス」「死守セル残敵ハ悉ク村落ノ圍牆内ニ潛
 伏シ、平地ニ伏臥セル我ヲ狙撃ス。天ハ明ケタリ。距
 離ハ數十米突ヲ出デズ。百発百中苦戦名状ス可カラズ。

往々勇敢ナル決死ノ士進ンデ突入スルモ悉ク惨殺セラ
ル」「敵砲ハ猛烈ナル砲火ヲ此小地域ニ集中シ、混戦
激烈ヲ極ム」「数人ノ露兵ヲ追ヒテ走ル我兵ノ背後ニ
ハ又露兵ノ銃劍ヲ擬シテ追フアリ。宛然走馬灯ノ如シ。
旅団長丸井少將負傷シ、第三十九連隊長安村大佐薙レ、
將校ノ半数ヲ失フ」

「形勢不利ナルヲ察シ、我連隊長清水中佐決死隊ヲ編
制シ、家屋ニ火ヲ点ゼシメ、全員勇ヲ鼓シテ村落内ニ
突入セリ。茲ニ前古未曾有ノ白兵戦起リ、兩軍勇ヲ振
ツテ銃劍突撃ヲ実行シ、相刺シ、相撃チ、銃身ハ熱シ
テ火ノ如ク、銃劍折レ銃把(銃カ)砕ク。叫声・叱声相交リ、
此処ニ一組、彼処ニ一組、惨酷ナル活画ヲ現出セリ」
「午前九時ヲ過グル頃漸クニシテ敵ヲ撲滅シ、続々投
降シ来ル」

「第三十七師団アレキサンダー三世第四百四十七名營連
隊長・中佐グリゲンベルグ以下百四十余名ヲ獲タリ。
中佐ハ元独ドイツ乙人、容貌嚴然体格モ亦美事ニ沈着ニシテ

迫ラズ。クロバトキンノ命ヲ奉ジ、誓テ此地ヲ死守シ
連隊ヲ全滅シ刀折レ力尽キテ茲ニ捕ハル、毫モ恥ズル
所ナシト。其意氣壯ニシテ大ニ我軍ノ為メニ敬服セラ
ル。蓋露軍有為ノ名将ナルベシ」「我分隊ノ兵卒戦死
二名・負傷三名」「第二小隊長上倉少尉重傷、村岡・
岸本・阿部軍曹・船越伍長負傷ス」「中隊内死傷者總
計三十九名」

「其他旧知己ニシテ死傷セルモノ枚挙ニ遑アラズ。殊
ニ第三十九連隊ノ如キハ全員ノ過半ヲ失フ」「午後八
時頃約二里余後方ニ退キ三家子ニ至リ警急舎營ヲナス。
正ニ翌日午前二時ヲ過グルコト数分ナラントス」

明治三十八年一月二十八日 晴

「歩兵少尉成田伊太郎中隊ニ編入、第一小隊長ヲ命ゼ
ラレ」

二月二十一日 晴

「午前四時成田少尉ハ將校斥候トシテ前進ノ地形偵察
ニ至ル、寒氣甚ダシ」「予ハ上等兵一名ト共ニ小隊長(中)

二 明治後期の出石

ニ従ヒ、僅ニ、三名ノミ潜行シテ敵ノ下士哨ニ接近シ、附近ノ地形ヲ偵察」

二月二十三日 晴

「二十八珊知(サンチ)白砲四門到着ス」「榴弾一個ノ重量実ニ六十五貫目、最大射距離一万余米突、有効距離八千米突ト称セラル」

三月二日 雪

「奉天街道上」「銃声愈々激烈」「天明ニ至リ砲戦亦漸ク烈シク、降雪中ヲ南風ニ乗ジ躍進スル歩兵部隊ハ大パノラマノ如ク、閃々タル軍刀ノ光ヲ見ルヤ木ノ葉ノ飛ブガ如ク、一斉ニ起立シテ敵ノ前線ニ肉薄ス」「降雪益激シ」「彈丸雨飛死傷者続出ス」「全線ノ砲火猛烈ノ極ニ達シ天地震動ス」「午后五時ニ至リ旅団司令部ハ敵ノ発見スル処トナリ、三十分ヲ出デズシテ今橋少將、安原・林ノ二副官重傷ヲ蒙ル。戦況愈々困難トナリ、苦戦甚シ」「至ル処死傷者ノ横ハルヲ見ル。叫喊ノ声真ニ凄絶」「右翼隊ニ於テハ、大突撃ハ開始セラレ、

五箇大隊ノ勇士ハ柳匠屯ニ突入シ、茲ニ慘烈ナル大悪戦ヲ交ヘ、白兵相撃チ五百余名ノ行方不明ヲ出シ退却スルニ至ル。実ニ千歳ノ痛恨事、第十連隊ハ殆ド其四分ノ三ヲ減ズ」「午前九時ニ至リ猛烈ナル砲火ノ為ニ急造散兵濠ハ破壊セラレ、第五・第六中隊ノ残員続々退却シ来リ、第二大隊長江上少佐ノ佇立スルヲ見、愛児ノ慈母ヲ追フガ如ク脚下ニ集リ、其苦戦ヲ訴フ。来ル者負傷者ニアラザルナシ。其心緒ヲ察シ、落涙ヲ禁ズル能ハズ」「正午迄ニ仮繃帶所ニ收容セラレタル者、当枝隊ノ正面ニ於テ五百五十余名」

三月六日 晴

「第十連隊ニ於テ過日來ノ死傷者二千ト称セラル」

三月八日 晴

「數日來ノ戦況ハ俄然大速度ヲ以テ進行セリ」「五十万ノ滿洲軍ハ土ヲ捲テ起リ潮ノ如ク其陣地ヲ突出セリ」

「天明、胡老屯ニ着ス」「同地ニテ朝食ヲナス」「村落

内我兵ノ赤裸ニシテ慘殺セラル、者アリ。十字架ニカ
、リ生ナガラニシテ肛門ヨリ劍ヲ挿入セラレタルモノ、
両眼ヲ刺サレ辛ウジテ氣息通ズル者等、慘酷見ルニ忍
びズ。全員怒髮天ヲ衝ク」

三月十日 晴

「予ハ本日大隊旗手」「至ル処酸鼻極マレル格闘ヲ生
ジ」「捕虜百余名ヲ得タリ」「敵ノ二軍団ハ全ク包囲セ
ラレ白旗ヲ揚ゲテ投降セリ」「少将ナヒモフ以下指揮
官ヲ失ヒタル四千ノ大部隊投降セリ」「追撃益急ニ投
降者益増加ス」「夜ニ入り全線ノ火光天ニ中シ美觀壯
觀前古比ナシ。火光ノ昇ル処我部隊ニアラザルナシ。
夜ヲ徹シテ急追ス」

三月十六日 晴

「鉄嶺ニ向テ追撃隊ノ編制成ル」「一ヶ中隊ヲ編成ス。
予モ亦分隊長トシテ此中隊ノ一員タリ」「中隊ハ決然
西門ヨリ突入ス」「予ハ兵卒十三名ヲ率ヒ東門ヲ占領
スベキ命ヲ受ケ即時出發、疾走シテ東門ニ着シ、直ニ

歩哨ヲ配置シ確實ニ占領セリ。時正ニ午前五時三十分、
暫時ニシテ東天紅ヲ呈ス」

四月十七日 晴

「第一小隊ノ兵卒四名昨日五塞子ニ至リ豚狩ヲナシ過
テ土人一名ヲ射殺シ、二名ハ帰還シ他ノ二名ハ土人ノ
為ニ留置セラレテ重大ナル侮辱ヲ受ケ、車両ニテ清兵
ノ為ニ第一師団へ護送セラル。本日午后成田將校斥候
ノ為メ率ヒラレテ帰隊シ、憲兵隊ヨリ告発ニヨリ過失
致死、窃盜罪ナル罪名ノ下ニ第十師団軍法會議ニ護送
セラル。豚一頭・土人一人ノ命ノ如キ戦闘間ニ於テハ
只一言ニシテ弁解シ得ベント雖モ、駐軍間ニ於テハ到
底処罰ヲ免ル、能ハズ、情状酌量スベキ者ナリ。然レ
ドモ清兵ノ為ニオメ、捕縛セラル、ニ至リタルノ卑
屈ニ至リテハ、其軍人ノ体面ヲ損スル尠カラズ。中隊
全員謹慎ノ意ヲ表ス可キ様口達アリ」

四月十六日 曇

(動員下令一周年記念日、鉄嶺にて出征第十師団は大弔

魂祭を挙行)

七月二十一日 晴

「出征以来名譽ニ名譽ヲ加ヘ全軍ニ名聲噴々タル歩兵第二十連隊ハ上陸以来実ニ一年三ヶ月、茲ニ記憶スベキ第二回ノ軍旗祭ヲ迎ヘ、清国盛京省開原城北山青水清キノ辺地ヲ相シテ、連隊創立以来未曾有ノ大紀念祭ヲ挙行セラル。嘗テ二十七、八年ノ戦役ニ当リ一度大連灣ニ其威風ヲ認メタルモ、不幸講和談判成立シ海城附近ニ其威容ヲ納メ、駐屯一ケ年ニシテ帰來シ爾來十年杳トシテ其消息ニ接セザリキ。客歲二月宣戰ノ大詔一度下ルヤ猛然トシテ起チ、五月獨立第十師団(前)ノ編成下ニ入り、月ノ六日神戸阜頭ニ日東帝國ノ山河ト袂別シタリ。旬日ヲ出デズシテ威儀堂々南尖阜頭ニ其影ヲ現ハスニ及ビ、向フ所些ノ敵影ナク、長驅分水嶺ノ險ヲ擊破シ柘木城ヲ一蹴シ転ジテ海城ヲ突破シ、更ニ青史ニ赫々タル異彩ヲ發揮セル、所謂遼陽ノ正面攻撃ニ當リ其偉勲ヲシテ万世不朽ナラシメタリ。十月三魂石山ノ夜襲ヲ敢行シ、年ヲ超エテ三月奉天大会戰ノ中堅

トナリ名聲實ニ全軍ニ冠タリ。吾人ノ光榮何者カ之ニ過ギン。宜ナル哉其盛況到底内地ニ於ケルノ比ニアラズ。寂寥タル北滿州ノ一寒村變ジテ大公園ト變化シタルヤノ感アリ。酒店・汁粉屋・ビヤホール・氷店等ノ模擬店至ル処ニ散在シ、手踊・芝居・劍術等ノ余興隨所ニ觀覽スルノ自由ヲ得、盛況湧クガ如シ」

九月八日 晴

「過般來米國ボーツマスニ於テ折衝ヲ重ネツ、アリタル日露講和談判、去ル二十九日大々の我全權ノ屈讓ニヨリテ終結シタルノ報ニ接ス。予輩門外漢其内容ヲ識ルヲ得ザルモ、(聞説カ)新紙ノ伝フル所ニヨレバ、曰ク償金案撤回、曰樺太折半、曰ク何、曰ク何、到底聞クニ堪エズ。嘗テ共ニ死ヲ誓ヒ手ヲ携ヘテ出征シ不幸未ダ敵彈ノ美味ニ接セズ。露滋キ荒野原、虫声吟々タル地下ニ屍ヲ曝セル戦友ニ対シ慚愧何者カ之ニ過ギン。此報ハ電光ノ如ク忽チニシテ全軍ニ反響シ、切齒憤慨感極マリテ落涙ス。意氣消沈ノ状筆紙ニツクシ難シ」

九月十六日 晴

「新聞紙ノ報ズル所ニヨレバ、内地ニ於テハ各地ニ非講和大会ヲ開キ、各警察署又ハ御用新聞社ヲ襲ヒ、官民共ニ多数ノ死傷ヲ出シタリト、返ス々々モ苦々シキ事件ナリト言フ可シ。遂ニ戒嚴令ヲ施行セラル、嗟嘆」

十月十七日 晴

「出征以來中隊ノ戦病死者・負傷者ノ總數二百五十六名、内戦死六十五名・病死六名・殘余百八十五名、内五十五名ハ病氣後送者・百三十名ハ負傷後送者ナリトス。中隊ノ現在人員二百七十六名、戦時定員ヲ超過スルコト実ニ五十四名」

十月十八日 晴

「満州軍凱旋ノ順序」 「後備混成第十旅団ハ來ル十一月末迄ニハ歸國ス可ク、第十師団ハ明年二月ノ候ナルベシ」

明治三十九年一月二十六日 晴

(御用船旅順九ニ乗船、大連港ヲ出港)

一月二十九日 晴

(和田岬に投錨、上陸)

二月一日 雨

(軍用列車午前九時三十分發、午後四時十分福知山駅着)

二月四日 晴

「十一時三十分營門ヲ出テ初メテ自由ノ身トナル」

「単独人力車ヲ馳セテ立原ニ至ル。積雪ノ為メ北方ニ車行ノ自由ヲ得ズ。更ニ人夫ヲ雇イテ荷物ヲ持タシメ午後五時三十分小野原村ニ到着、京屋ニ投宿ス」

二月五日 雪

「天明ニ至リ降雪甚シ」 「午前七時出發登尾峠ヲ越ヘントス。歩行甚ダシク困難ヲ極メ屢々顛倒ノ醜体ヲ演ジ、吹雪ヲ衝イテ午前九時峠ノ庵ニ辿リ着キ小憩ス。皺尼甲斐々々シク焚火シテ予ノ勞ヲ慰ス」

「又モヤ積雪ヲ蹴破シ十時栗尾村ニ到着、小休憩」

「小谷ヨリ南尾ニ至ルノ途、道路全ク没シテ進ムベカラズ。漸クニシテ口矢根村ニ至リ、藁ヲ焚イテ暖ヲ採

ル。片岡哲太郎氏第一着ニ来リ迎フ。相携ヘテ村落西端ニ至レバ親戚知己ノ歡迎ニ接ス。寺坂村松屋ニ於テ祝盃ヲ挙ゲ、中途続々歡迎ノ諸氏ニ会シ、身再ビ生家ニ入リシハ正ニ午后二時、応召以来二十二閏月、再ビ故山ノ風景ニ接シ敢テ変化セルヲ見ズ。只親父ノ頭髮一段ノ白キヲ増シタルヲ見ルノミ

「明治三十九年四月一日付、叙功及叙勲アリ

功七級金鵝勲章 年金百円

勲七等青色桐葉章 軍曹 石田為助

明治三十九年十一月十七日

出石郡役所ニ於テ野戦歩兵連隊ノ勲章伝達式挙行

此栄典ニ浴シタル者、郡下町村ヲ合セテ野戦歩兵第二

十連隊・野戦工兵第十大隊総員百五十二名

内功六級金鵝勲章 一名

同七級 十八名

勲七等青色桐葉章 五名

白色桐葉章及勲八等瑞宝章 百二十六名

賜金

二名

*「」内は原文、（ ）内は参考のために付した。

四 新井陸軍中将の訃

『但馬新聞』(明治三十九年五月二十九日付)

豊岡市 橋本昭史郎氏所藏

陸軍中将従四位勲二等新井晴簡氏ハ、一昨年来喉頸潰瘍を患ひ、爾来専心療養に努めつゝありしも薬石其功を奏せず、遂に去る十七日東京に於て逝去せり

氏は旧出石藩士にして、十五歳の時藩より拔擢されて大坂鎮台に入り、西南の役及日清の役に於て勲功あり、以後累進して中将となる曩日日露外交の破るゝに及び、氏は或る要職に就き将に出征せんとするや不幸病魔の襲ふ所となり、遂に此悲報に接す嗚呼悲哉矣、氏の病氣危篤の趣天聰に達するや特旨を以て位一級を進められ、病革まるに及び畏くも陛下は生前の勲功を思召され、片岡侍従長を勅使として同邸に差遣わされ幣帛及祭料金三百円を賜わり、又明治卅七・八年戦役の功

により勲一等に叙し旭日大綬章を授け賜ふ、享年五十有四。

氏の葬儀は、去る二十日午前九時東京四谷笹寺に於て執行せられ、山県・野津両元帥、寺内陸相、福島參謀本部次長、東郷大將、宇佐川・本郷・松川・西村・押上の各少將等会葬し、頗る盛儀なりしと云ふ

3 農業の發展と農村の暮らし

四 私立出石郡勸業会室埴村支会の報告

(籾種塩水撰の効果)

『勸業会問題』 中和岡右衛門氏所蔵

籾種塩水撰ノ利アル事ハ実業者ノ口演又ハ雜誌等ニ縷述アリシモ、地方ノ情況ニヨリ其成績ヲ審定セサルヨリ実地ノ經驗者モ少ナシ、菅ニ人ノ説ク所ヲ聞流ニスルモノ往々アリシヲ以テ、本村ハ三十箇所以上ノ試験田ヲ設ケ成績ヲ実地ニ試タルニ、水害ニ罹リシ試験田

少カラサルモ被害ヲ受ケサル試験田十二ヶ所ニ着キ、普通撰ト塩水撰ト(一区内両法ヲ施シ、肥料・耕耘モ同様ニ行ヒ、以テ比較ノ確實ヲ計リタリ)坪

刈法ヲ以テ比較スルニ、左表ノ結果ニシテ普通撰ヨリ塩水撰ノ優ルコト九分壹厘余(壹石ノ收穫ニ九升一合余)之增收ヲ見ハシタリ、之ヲシテ本村田反別三百六拾町八反八畝廿八歩ニ乗スルキハ八百四十二石〇壹升一合ノ增收ヲ得ルト確信セリ、蓋シ手数料費用ヲ要セス(僅ニ塩代壹反歩ニ壹錢余)シテ巨額ノ利ヲ得、實ニ国民福ノ基礎タリキ、四方ノ諸彦しよげん実行セラレンコトヲ勸誘ス

明治廿九年十月

私立出石郡勸業会室埴村支会

種目	普通撰	塩水撰	比較増減
壹坪当り收穫	一、六九 升	一、八三 升	增 〇、一四 升
籾壹升ノ重量	二、三七四 貫	二、四三四 貫	增 〇、〇六 貫
一戸歩ニ対スル收穫	五、〇七五 石	五、三三五 石	增 二、五〇 石
全米ノ收穫	二、五三三 貫	二、六六三 貫	增 一、三五 貫
壹坪当り藁ノ重量	一、九七五 貫	一、〇四五 貫	增 〇、〇七 貫

備考 前表ハ試験田十二ヶ所ノ成績平均シタルモノナリ

二 明治後期の出石

米ノ積算ハ糶老石ヨリ五斗ヲ得ルノ見積ナリ

三 明治三十年室埴村稲作肥料試験田成績

調査報告書

『勸業会問題』 中和岡右衛門氏所蔵

本年稲作肥料試験田ハ各大字村ニ二ヶ所ツ、施行シ総テ廿六ヶ所トナシ、試験ハ動物肥料ノ適否ヲ試ミル為メ試験田ヲ三区 (イ)動物肥料ノミヲ施シタルモノ (ロ)普通施肥ノモノ (ハ)普通肥料ノ上ニ動物肥料ヲ混合シタルモノ)ニ分チ、其分量ハ何レモ一反歩ニ動物肥料六貫目ノ割合ヲ以テ施行セシニ、不幸蝗虫害ノ為メ成績判定シ難キモノ多々アリ、漸ク其内稻完全ナルモノ十ヶ所ニ就キ調査セシニ、其結果左ノ如シ、但シ、左表ハ一坪平均額ナリ

方 法	株数	糶ノ数量	全重量	薬ノ重量
(イ)動物肥料ノミノモノ	四三	一、七七六 ^升	四、四四四 ^貫	一、〇〇〇 ^貫
(ロ)普通ノモノ	四三	一、六七七	四、六六一	一、九七二

(イ)普通ノ上ニ動物肥料ヲ混合シタルモノ

元 一、八三五、四五六 一、〇〇〇

結果前表ノ通ニシテ、(ロ)区ヲ第一位トシ(イ)区第二位トシ(ハ)区第三位トス、又左ノ試験ヲ施シタルモノアリタレハ参考トシテ調査セリ

方 法	株 数	糶ノ数量	糶ノ重量	薬ノ重量
大豆 粕	三三	二、〇五 ^升	四、七 ^貫	一、〇四〇 ^貫
動物肥料	三三	一、五	四、〇	一、八五〇
大豆 粕	四	一、三	三、〇	九〇
普通ノモノ	四〇	一、四	三、〇	七五
大豆 粕	元	一、六	三、〇	八三〇
正 大豆	元	一、三	四、〇	九〇

明治三十年十一月

試験田調査委員

四 農事改良組合規約準則

『勸業会問題』 中和岡右衛門氏所蔵

農事改良組合規約準則

第一章 名称及位置

第一条 本組合ハ、何々(町村名)農事改良組合ト称ス

第二条 本組合事務所ハ、何々ニ置ク

第二章 目的

第三条 本組合ハ、農事ノ改善振興ヲ謀ルヲ以テ目的

トシ、左ノ事項ヲ実行スルモノトス

一 虫害駆除予防及霜害ノ予防ヲナス事

二 各地ヘ委員ヲ派シ農業改良ノ方法ヲ調査セ

シムルコト

三 各種ノ共進会又ハ品評会ヲ開ク

四 塩水撰種法ヲ行フ

五 米穀ノ調製ヲ改良スル

六 山野ノ濫伐ヲ矯正シ及殖林ノ法ヲ設クル

七 肥料合同購入ノ法ヲ設クル

八 改良ノ途ヲ開キ且ツ勉勵シ他ノ龜鑑トナリ

シ者ヘ行賞スル

九 種苗ヲ交換シ又ハ米質ヲ改良スル

十 各所ニ試験田ヲ設ケ肥料ノ配合其他改良上

ノ試験ヲ行フ

十二 組合ニ於テ実行セシ要旨ヲ私立出石郡勸業

会及其所在私立勸業支会ヘ報告スル

十三 以上掲載ノ外組合ノ会議ニ於テ(概カ)摺要ナリト

認メタル事項

第三章 組織

第四条 本組合ハ、組合地区内ニ於テ農事ニ従事スル

モノヲ以テ組織ス

第五条 本組合ハ、私立出石郡勸業会長ノ監督ヲ受ク

第四章 役員

第六条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

組長 一名

委員 若干名

第七条 組長ハ、本組合一切ノ事務ヲ總理ス

第八条 委員ハ、受持区ヲ定メ事務ノ分任ヲナサシム

ルヲ得

第九条 委員分任ノ事項(選)撰挙方法及權限ニ関スル規定

二 明治後期の出石

ハ、組合ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第十条 組長及委員ノ任期ハ、滿二ケ年トス

補欠ノ委員ハ、前任者ノ残任期ヲ継続ス

第七条 組長及委員ハ、実費ノ弁償ヲ受クルコトヲ得

第三条 組合ノ会議ハ、毎年春季一回ヲ開ク

但、場合ニヨリ臨時会ヲ開クコトヲ得

第三条 組合会議ハ、委員ヲ以テ之ニ充ツ

第六章 経費

第四条 本組合ノ経費ハ、組合員ノ出金若クハ補助金

・寄附金等ヲ以テ之ニ充ツ

第五条 組合ノ経費収支予算ハ、組合ノ会議ニ於テ議

決ス

第六条 組合費ノ精算ハ、春季ノ会ニ於テ報告スルモ

ノトス

第七章 附則

第十七条 組合ノ規約ノ改正補削ハ、出席委員三分ノ二

以上ニアラザレバ議決スルコトヲ得ズ

第六条 施行細則ハ、組合会ニ於テ之ヲ定ム

第十九条 組合会ノ決議ニ違フモノハ、違約料若干金ヲ

徴収シ、該金ハ会議ノ決議ニヨリ処分ス

望 牛飼規約書

長砂区有文書

一 牛屯頭ニ牛飼老人宛付クハ勿論、牛之綱ヲ手ヨリ放

サズ作物ニ害ナキ様注意シ飼フ事

一 牛之作物へ害ヲ加ルヲ防止スルニ自由ナラザル者ヲ

牛飼人トスルヲ禁ズ

一 小牛ヲ連レ作場道及ビ作物へ害ヲ仕安キ所へ引行コ

ト禁ズ

但シ、外出必要之時害之生ゼヌ場所へ出シ、格

別之注意ヲ致ス事

一 牛飼人ニシテ他人へ依頼シ外用ヲ弁スル事ヲ禁ズ

一 牛飼人誤テ牛作物食ヒ又作場へ入り作物へ害ヲ生シ

タル時ハ作人へ(罰カ以下同)赦罪シ、和談ヲ調へ村内へ害之及ヌ

様致スベキ事

一 規約ヲ守ラスシテ物へ害ヲ生シ、猶赦罪ヲ怠リシヲ

メ被害者ヨリ村總代へ談判ニ及ブ様之事件出来候節

ハ、其害家以後參ヶ年間牛飼育スル事ヲ禁ズ

但シ、此場合耕作ハ備牛以テ弁ス

一 借牛作物ニ害ヲ生シタル時ハ、作人へ赦罪ハ勿論、

其牛飼人ハ以後牛ヲ飼フ事ヲ禁ズ

一 規約ヲ犯シタル者有ル時ハ、其組頭規約之通り申渡

ス事

一 規約ヲ犯シタル為メ生シタル費用總テ違犯者ヨリ支

弁スベキ事

一 規約モ用イズ申渡シニ随ハザル者ハ、村規則ニ違背

者タルヲ以テ其後村内之交際ハ総テ致サマル者トス

右之規約違背ナキ為双方連署候也

明治参拾貳年十二月

山下嘉治郎 ㊦

川崎謙治郎 ㊦

篠原熊造 ㊦

森本元七 ㊦

山下勝造 ㊦

山下長造 ㊦

川崎卯右衛門 ㊦

山下九助 ㊦

篠原清七 ㊦

篠原大吉 ㊦

米本八造 ㊦

川崎伊太郎

篠原宗吉 ㊦

川崎市三郎 ㊦

川崎勘治郎 ㊦

川崎平造 ㊦

川崎源造 ㊦

川崎俊三郎 ㊦

川崎新造 ㊦

加納文治郎 ㊦

二 明治後期の出石

哭 勤儉条項

長砂区有文書

一 歳暮・年玉ノ取遣ヲ廃止スル事

但シ、他町村ト新婚ノ年(相婚者ノ家)此限ニ非ズ

ト雖他人ニ分配スルヲ禁ズ

一 歳末ノ回礼一切廃止ノ事

一年始客ハ他町村親戚ニ限りナスコアルモ、自村内ハ

一切廃止スルコト

一 尻張羽子板ニ招客及祝物ハ一切廃止スル事

森本弥三八[㊦]

川崎松三郎[㊦]

川崎正十郎

川崎利造

川崎伊三郎[㊦]

森本初平[㊦]

森本房吉[㊦]

米本豊造[㊦]

一 三月・五月ノ節句ヲ廃止スル事

但シ、在来ノ幟・雛ト雖建飾スルヲ禁ズ

一 田植祝・糸祝・秋休ニ招客ヲ禁止ノ事

一 盆歳暮廃止ノ事

一 新歳ノ間互ニ暮参スルハ当然ノコアルモ、盆酒トシ

テ他人ノ客来ハ一切廃止ノ事

一 氏神祭典ハ十月十五日村内一同執行シ、招客ハ凡テ

廃止ノコト 但シ、祭典期日ニ限り鳥居村ヲ除ク

一 亥ノ子ノ餅取遣ヲ廃止スルコト

一 正月餅ヲ食スルハ元日及二日親戚来客ノ日ニ限り、

其他ハ禁止スルコト

但シ、六十歳以上十五歳以下ノモノハ此限ニ

アラズ

一 諸祝儀ハ婚禮ノ外ヲ廃止シ、右費用トシテ幾分ニテ

モ小学校基本財産及任意神社・仏閣及公共事業ニ可

成寄附スル事

一 葬式ハ穴掘人夫ノ外禁酒ノコト

一 法祭ニ招客及里ノ内取遣リヲ禁止スルコト

一年回仏事ハ其仏ト血統読(マツ)キタルモノノ外招客ヲ廃止スルコト。但シ、忌明法事ハ此限リニ非ズ

一 産祝ニ赤飯等取遣ヲ廃止スルコト。帯祝及産褥ハヒ招客ヲ廃止スルコト

一本村住民ハ左ノ諸件ヲ可成履行スルモノトシ、殊ニ

十四等以下ノモノハ一増留意(マツ)励行スルコト

男子ノ部

絹布ハ紋付・羽織・袴・白衣・肩絹ノ外着用セザルコト

下足類ハ夏足袋・表打及先皮西洋靴ヲ着用セザルコト

馬乗提灯ヲ使用セザルコト

巻煙草ヲ喫セザルコト

女子ノ部

絹布ハ紋付・帯・湯巻・髪飾ノ外着用セザルコト

祝儀・不祝儀及学校生ノ外羽織ヲ着用セザルコト

下足類ニシテ夏足袋・表打及先皮ヲ着用セザルコト
賃金ヲ払ヒ髪結スルヲ禁止スルコト

以上

一 年内ノ休日ヲ改定スルコト(之レハ次回ニ於テ協定ス)

一 五十歳以下ノモノハ少分づムナリトモ春冬ノ時候ハ夜業ヲ営ナムルコト

但シ、夜業ハ家業ニ従事スルモ読書ニテモ適意ニシ、猥ニ他家ニ至テハ他人ノ業務ヲ妨ゲ風俗紊乱ノ恐レアルトセズ、依テ勤勉・風俗矯正ノ一助トシテ可成履行スルコト

一本村ニ使用組合若シクハ会社ヲ組織シ、金融ハ貯金ノ使ヲ与フルコト

一 勤勉貯畜(マツ)組合ヲ可成設置スルコト

一 田面ノ畦畔ヲシテ其効力ヲ奏セシムル様手入スルコト

一行灯・角灯ヲ可成使用スルコト

一 菓子・砂糖ヲ節スルコト

一 盆踊・芝居・相撲・諸興行ヲ一切廃止スルコト

二 明治後期の出石

- 但シ、芝居仮小屋ヲ自己ノ所有地ニ建設セザルハ
 勿論、建設地ヲ他人ニ貸与スルヲ禁ズ
- 一 万歳及營業的ノ大神楽ヲ諸絶スルヲ
- 一 ヒナダ・イナゴメ取リトシテ他町村ヨリ入込ムルヲ
 禁ズ
- 一 ヒナベ取トシテ他人ノ所有地へ立入ルヲ禁ズ
- 一 日役・日傭諸職人ニ煙草ヲ給与セザルヲ
- 一 各戸ノ入口ハ禁酒ノ旨ヲ掲出スルヲ
- 一 日傭・日役諸職人ノ日給、左ノ範圍内ニ於テ雇人増
 給等ナサミルヲ
- 一 掛切日傭、五・六・七・十、四ヶ月間一人一日賃金
 男三十二錢 以内
 女二十錢 以内
- 一 全上右掲載外ノ月 全 男二十五錢 以内
 女十五錢 以内
- 一 日傭五・六・七・十ノ四ヶ月間一人一日賃金
 男十八錢 以内
 女十錢 以内
- 一 全上右掲載外ノ月 全 男十四錢 以内
 女十錢 以内
- 一 大工・木引^(挽カ)・左管^(マ)一人一日賃金三拾錢以内

一 桶屋 全 三拾弍錢以内

一 屋根屋 全 二拾七錢以内

一 早苗乙女 全 男三拾錢 以内
 女二十錢 以内

一 糸引桑扱 全 女拾弍錢以内

一 桑賃扱 四ノ月ニ付五錢以内

右各項ハ明治参拾七年二月ヨリ向フ五ヶ年間履行スル

ヲ

但シ、各項中改正・増補ノ必要生シタルキハ、村内

熟儀^(マ)ノ末改正・増補スル事ヲ得

明治参拾七年二月九日評決

三 出石郡青年団体の組織

『但馬新聞』(明治三十九年一月三十一日付)

豊岡市 橋本昭史郎氏所藏

○ 出石郡青年団体の組織

当郡吏員が予て各村に就き青年団組織の事を勧誘・督
 励の結果、本郡内各町村に青年会を組織するに至りた
 るが、目下郡内通じて五十四ヶ団体にして會員総數千

三百三十二名の多きに達し、尚廿六ヶ団体増設の見込なりと此青年団体にして団結力を養成し永年不撓持續して好蹟(マツ)の挙るあらば、吾郡の發展大に見るべきものあらん、奮へく青年堅耐持久の四字を忘るゝ勿れ

一〇青年会会則及事業実施の概要

当郡青年会々則及事業実施に関する概要は左の如し

何町村何大字青年会規約準則

第一条 本会ハ、青年ノ風儀ヲ改良シ善良ナル習慣ヲ

得セシメ、国家ノ良民タラシムルヲ以テ目的トス

第二条 本会ハ、何大字内青年ヲ以テ組織シ何町村何

大字青年会ト称ス、但、土地ノ状況ニヨリ数大字

ヲ合セ組織スル事ヲ得

第三条 本会ハ、学識経験ニ富ミ又ハ名望アルモノヲ

推挙シ特別会員トス

第四条 第一条ノ目的ヲ達センガ為メ実行スベキ事業

大概左ノ如シ

一 夜学会ヲ開設シ各自ノ修養ヲカムル事

二 勤儉・貯蓄ヲ実行スル事

三 実業ノ發達ヲ計ル事

四 公共的事業ニ尽力スル事

五 慈惠的事業ニ尽力スル事

六 本会ノ基本財産ヲ蓄積スル事

七 其他有益ナル事件ヲ行フ事

第五条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長 耆名 副長 耆名

理事 弍名 評議員 若干名

第六条 会長・副長及評議員ハ、会長ノ互選トス 理

事ハ、会長(選)撰任スルモノトス

第七条 会長ハ、本会一切ノ事務ヲ統理ス 副長ハ、

会長ヲ補佐シ及会長ニ代リ諸務ノ統理ヲナスモノ

トス 理事ハ、会長・副長ノ指示ニ從ヒ庶務・会

計ノ事務ヲ処理ス 評議員ハ、各本会施設ノ事業

ニ関シ会長ノ諮問ニヨリ評議決定スルモノトス

第八条 本会ハ、毎月一回以上談話会ヲ開設シ左ノ事

項ヲ施行ス

一 会務ノ報告

本件ハ、年一回以上必要ニ応シ之ヲ行フ

二 談話 三 協議 四 其他必要ノ事業

○青年会事業実施ニ関スル概要

一 夜学会ヲ開設シ各自ノ修養ヲカムル事

青年ノ智識・道徳ヲ進メンガ為メ夜学会ノ開設シ、

修身・国語・算術ノ学科ヲ授ケ国家ノ良民タル基礎

ヲ養成ス、開会ハ毎夜・隔夜又ハ農閑時期等ニ於テ

開設スル等各大字便宜ノ方法ニ依ルモノトス(未完)

四 出石青年会事業実施ニ関スル概要(承前)

『但馬新聞』(明治三十九年二月十五日付)

豊岡市 橋本昭史郎氏所蔵

壮丁教育検査前ノ教育ハ可成夜学会ニ於テ実施シ、

検査後ノ教育ハ各大字又ハ各町村ニ於テ便宜一定ノ

場所ニ集メ適当ナル教育ヲ行フベシ

夜学会場ニハ運動器械及無害ナル遊戯道具ヲ備付ケ、

休業日及昼間余暇アル青年ハ進テ当処ニ集会シ、共同快楽ヲ採ルベキ相当ノ準備ヲナシ、当大字村青年者ノ倶楽部タラシムルヲ要ス

二 勤儉・貯蓄ヲ実行スル事

日々家業ニ勉勵シ無益ノ消失ヲナサ、ルハ勿論、夜

間又ハ余暇アル際繩綯・席織・其他適宜ノ業務ヲ励

ミ貯蓄ヲナシ、且ツ休日ヲ利用シ共同シテ山野ニ植

樹シ、共同貯金ヲナシ他日有益ナル事業ヲナスベキ

基本ヲ蓄積スル等普通以上ニ労働シ、勤儉・貯蓄ノ

実ヲ挙クベシ

三 実業ノ發達ヲ計ル事

農業上害虫駆除・螟卵採集・麦奴拔取・其他百般施

行ヲ要スヘキ事項ニツキ、労苦ヲ厭ハス率先シテ從

事スルハ勿論、進テ学理上ノ応用ヲ期センガ為メ農

事講習会又ハ講話会等ニハ努メテ出席シ銳意改良ヲ

計ルヘシ、且又農業ノ副業タル養蚕・養鶏・蓄産・

植樹・養魚等ノ事業ニ励精シ各自生活ノ資ニ供シ、

併せて国産ヲ増殖スルコトヲ期スヘシ、工業ニ於テハ粗製濫造ノ弊ヲ防キ、商業ニ於テハ一時ノ僥倖ヲ期センガ為メ格外ノ利益ヲ貪リ又ハ物品々質ヲ詐欺シ、自己ハ勿論同業者ノ信用ヲ失墜セサルヲ期シ、努テ誠実・正直ヲ守リ永久ノ繁榮ヲ期スヘシ

四 公共的事業ニ尽力スル事

青年ハ平素公德ヲ重ンスルハ勿論、進テ害虫駆除及麦奴拔取ニ従事シ山野ヲ開墾シテ植樹シ、出水ニ際シ橋梁及堤防ヲ保護シ火災ニ際シ消防ニ尽力シ清潔法ニ際シテハ公共ノ营造物又ハ溝渠・道路等ノ洒掃ニ従事シ、且ツ戦時事変ニ際シテハ共同貯金ヲ以テ国債ニ応シ、又ハ恤兵部ニ献金シ及出征軍人家族ヲ救助スル等平時・戦時ヲ論セス平素公共の思念ヲ養ヒ、實際此等施行ニ際シ尽力スルヲ期スベシ

五 慈惠の事業ニ尽力スル事

平素慈惠の觀念ヲ養成シ同情心ヲ發起セシムルハ勿論、服役軍人家族ニ対シ農事上ノ手伝ヲナシ或ハ時

々慰問シ其貧困者ニ対シテハ救助ニ尽力シ、以テ服役者ヲシテ後顧ノ患ナカラシメ、且事変ニ際シテハ一層厚深ナル同情ヲ表スヘシ、尚ホ村内赤貧又ハ孤獨者ニ対シテハ厚ク同情ヲ表シ之ガ救護ニ尽(努力)スル等常ニ慈惠の事業ニ尽力スルヲ期スベシ

六 本会ノ基本財産ヲ蓄積スル事

常ニ自治独立ノ氣象ヲ養成シ自働の活動ヲナサシムベシ、本会事業ノ実施ニ伴ヒ多小経費ヲ要スルニ至ルヲ以テ青年協力労働シテ此等支出ノ途ヲ講シ、進テ本会ノ基本財産ヲ蓄積シ増々本会ヲシテ鞏固ナラシムルヲ期スベシ

其事業ノ概要左ノ如シ

一 時ヲ期シ或ハ休業日ヲ利用シ共同シテ薪ヲ伐採スルコト

二 共有山野ヲ借受ケ共同シテ植樹ニ従事スルコト

三 夜間共同シテ縄綱又ハ草鞋造リ等ヲナシ、又ハ自宅ノ製作物ヲ平等出品セシメ売却スルコト

二 明治後期の出石

四 村内ノ池・沼等ヲ借受養魚ニ従事スルコト

五 容易ナル村内土木事業等ヲ引受ケ幾分ヲ蓄積ス

ルコト

七 其他有益ナル事件ヲ行フ事

前各項記載ノ外、青年ニ於テ為シ得ヘキ有益ナル事

業又ハ臨時偶発ノ事件ニ対シ青年者ヲ俟ツヘキ場合

ハ極力之ニ従事スルヲ要ス

(完)

四 豊岡付近の水害

『但馬新聞』(明治四十三年九月十二日付)

豊岡市 橋本昭史郎氏所蔵

豊岡付近の水害

六日夜より気圧低下すると共に降初めし大雨は七日に
至るも猶ほ歇まず、城崎郡役所の測候によれば七日午
前十時より八日午前十時に至る雨量は九十六耗に達し、
一段歩五百二十八石を降らせしより水量は一時に増加
し稲田は概ね濁流の海となれり。七日夜十二時和田山
・八鹿・日高・出石の各警察分署より当地警察署に達

せし^(備)状報によれば、和田山八尺・八鹿五尺・日高一丈
九尺・出石六尺の増水にして豊岡は一丈四尺の増水と
なり、豊岡駅より豊岡町に達する県道浸水し乗客・貨
物の連絡杜絶せしを以て豊岡町は川船四艘に消防夫を
乗込ませしめ渡船にて連絡を取るに至りしが、町民は愈
々不安の思を為し各戸夜を徹して家具の取片付け戸張
を為す等喧騒を極めたり。之より先当警察署にて是非
番巡查を召集し署長以下徹夜にて詰切り巡查を各方面
に交代巡視せしめ、一方消防夫を督励して要所々々を
警戒せしめたり。当夜大阪大相撲大錦・大虎一行の力
士等が高張提灯を掲げ草鞋穿にて各所浸水の虞れある
家に至り家具片付の手伝は頗る衆目を惹きたり。八日
午前三時日高分署よりの報告によれば、同地方は四尺
を減水せしが豊岡川は同時刻には更に八寸増水し一丈
三尺八寸となり、陸地と相平行し濁流は滔々怒号して
流失物渦巻く光景は名状し能ざりき。されど上流は前
報の如く刻一刻と減水し来れるを以て豊岡町地方は此

時が所謂水の出盛なりき。午前四時に至り一丈三尺四寸に減じ同十一時には一丈二尺となれり。

爾來逐時減水して九日午前三時には七尺を示すに至れり。爾來驟雨となり降歇定まらざるも水量は漸次減水しつゝあり。浸水被害は市外は未だ詳細なる報告を得ざるも九日までに報告し來れるもの左の如し。

(中略)

村落は堤防の決潰せらるもの八条村の内大磯村字寺田一ヶ所延長十二間、田鶴野村一ヶ所、新田村の内塩津村字洙原一ヶ所延長十間、浸水家屋同村五十五戸内床上三十戸・床下二十五戸・浸水田畑四百十七町三反・宅地二丁一反歩浸水せり。橋梁の墜落せるもの訓谷・無南垣間に架せる佐津川橋一ヶ所、新田村十五ヶ所延長百四十四間にして、中筋村に於ける浸水田畑合計三百三十三町内田二百二十二町・畑百一十一町なり。過日來、朝來郡矢名瀬町に出張中の西村本郡書記は郡内水害地視察の命に接し八日帰郡即日巡視の途に就きしが、

今同氏に就き被害の模様を聞くに未だ全く減水せざるを以て作物等に就ては詳細なることは知るを得ざるも、

本郡に於ける浸水家屋は二百六十五戸にして内床上浸水九十九戸・床下浸水百六十六戸、堤防決壊三ヶ所二十五間・破損十一ヶ所延長九十間、道路決潰一ヶ所延長一間・破損十一ヶ所延長五十三間、橋梁の流失せしもの十七ヶ所延長百六十五間・破損一ヶ所延長二間、浸水土地一千二百七十四町八反六畝歩、畑四百八十七町八反歩・宅地十三町五反五畝歩なり。而して田畑作物收穫損害見込高約十五万八千二十四円にして、稲の減収見込高は早稲二割・中稲四割・晚稲七割、結局一万一千三百三十一石三斗減収の見込なりと云へり。

○出石町水害状況

同地方は増水八尺余に及び同町大橋は危機に迫りたれば、警官・消防夫等同所に詰めかけ交通を遮断し防水に尽力しつゝありしが、下流小坂村の内伊豆村堤防決潰せしかば稍上流の大害を扶けたりしも、川

原町・柳町・松枝町・魚屋町・田結庄町等にて浸水
家屋百四十九戸あり。

○小坂村浸水は学校一、長砂・鳥居・福居・片間・伊
豆村にて二十二戸、田畑二百町歩、堤防二十間決潰、
田面浸水は八尺に及べりと。

○神美村は小坂村ウグイ堤防決潰せし為め堤防二・三
ヶ所決潰、小橋梁流失、長谷・鉢山・香住の三ヶ村
浸水田面百五十町歩に涉れり。

○七日出石郵便送送上大に困難したるも、僅かに小舟
を以て運送せし有様なりし。

吾 小坂田圃整理碑

【前面】 小坂田圃整理碑

小坂為村 在但馬之東 地平土膏 為天日槍命草創之
地 而出石河貫其中央 円山河庄其末流 水則緩緩
田則卑濕 不可以種麩麦 洪水一至 隄防決潰 穀婦
烏有 村民憂之有年 而不能濟也 明治三十九年田淵

(惣以下同) 総右衛門為村助役 慨然謂去害就利 無如整田圃 而

水上・長沙(砂)部落則接出石町及神美・室殖(埜)兩村 犬牙錯

綜 不可得特施 鳥・伊豆・福居部落則在神美・新

田・三江之上流 非得下流之協贊 亦不可得遽施 欲

先下手於出石河南十一部落 会村民議之 衆皆以為是

直置委員而任之 四十年 総右衛門見推為村長 請出

石郡長永木誠太郎託兵庫農會以設計 數月成 請允

兵庫縣知事服部一三 請可 四十一年更選委員 推平

尾源太夫為長 始起工事 区域之有寬窄円橢者 齊其

大小 畦畔之有屈曲端斜者 正其迂直 徑路之斷続

溝渠之広狭 地勢之高低 土質之燥濕 悉加整理 務

期画一 四十四年 総右衛門期滿去職 太田四郎太夫

代之 大正二年四郎太夫辭職河本伊八郎代之 二人續

緒 守而不怠 至三年全成 其間經年者九 替村長者

三 而河南之地 部落散布 利害不同 論議百端

紛々交争 中道將決裂者數矣 然而委員等常能調停

村正郡長亦屢慰諭 遂克成大業 其費金六万五千百八

十余円 除兵庫県補助九百六十余円出石郡補助千八十

余円之外 村民皆奮躍担焉 其面積為田二百町余 宅

地池溝称之 於此区域井々 畦畔不乱 来往容易 灌

漑便利 地無高低 土免燥湿 省勞減費 收獲加倍

廩屢充実 地価頓騰 各部利害 総帰均一 奪攘路絶

争訟不起 各自結社 務凶貯畜^畜 更発債券以通資金

前之憂苦變為權呼 衆始知日槍命之有所見矣 村民

商議建碑 乞余以銘 々曰

有土不樹 何如無土 有稼不籴 何如無稼 邑長首

唱 父老和諸 整田理圃 通徑疏渠 土乾穀穰 家

富人倫 功德遠大 永惠全区

兵庫県知事正三位勲一等 服部一三

錦鶏間祇候正四位勲三等 桜井 勉 撰文

検事 従四位勲三等 吉江高行 書

大正三年七月建

【背面】

事業関係者

元出石郡長 永木誠太郎

設計並監督主任兵庫農技手 古田布

元出石郡書記 田中集蔵

兵庫農技手 羽路寿蔵・難波近蔵

耕地整理組合長 平尾源太夫

全副長 田淵惣右衛門

全評議員 河本伊八郎 田中八右衛門

瀬田丈太郎 広井伊之助

田淵松造 西谷午吉 国下常吉

船越信次郎 山田松太郎

井崎政太郎 秋庭初蔵 藤井実吉

竹中勘造 太田四郎太夫

坪井弥太郎 岩見浅吉

野村熊太郎 川崎平造

松田石之助 堀畑吉太郎

吉谷十太郎

整理事務員 片岡国造 大磯市太郎

石工

北山元蔵

小坂ノ村爲ル、但馬之東ニ在リ。地ハ平ニ土ハ膏エ、天日槍命ノ草創之地爲リ。而シテ出石河ハ其ノ中央ヲ貫キ、円山河ハ其ノ末流ヲ庄フ。水ハ則チ緩緩、田ハ則チ卑湿、以テ薮麥ヲ種ウ可カラズ。洪水一たび至レバ堤防決潰シ、穀ハ烏有ニ歸ス。村民之ヲ憂ウルニ年有リ。而シテ濟フ能ハザル也。明治三十九年田淵総右衛門村助役爲リ。慨然トシテ謂ヘラク、害ヲ去リ利ニ就クハ、田圃ヲ整ウニ如クハ無シト。而シテ水上・長砂部落ハ則チ出石町及ビ神美・室植兩村ニ接シ、犬牙錯綜シ、得テ特リ施ス可カラズ。鳥・伊豆・福居部落ハ則チ神美・新田・三江之上流ニ在リ、下流ノ協賛ヲ得ルニ非ズンバ、亦タ得テ遽ニ施ス可カラズ。先ヅ手ヲ出石河南十一部落ヨリ下サント欲シ、村民ヲ會シ之ヲ議ス。衆皆以テ是ト爲シ、直チニ委員ヲ置キテ之ニ任ズ。四十年、総右衛門推サレテ村長ト爲ル。出石郡長永木誠太郎ニ請ヒ、兵庫農會ニ託スルニ設計ヲ以テス。数月ニシテ成ル。允ヲ兵庫知事服部一三ニ請フ。請可サル。四十一年更メテ委員ヲ選ビ、平尾源太夫ヲ推シテ長ト爲シ、始メテ工事ヲ起ス。区域之寛窄円楕ナル者有ラバ、其ノ大小ヲ齊シクシ、畦畔之屈曲端斜ナル者有ラバ、其ノ迂直ヲ正シ、径路之斷続、溝渠之広狭、地勢之高低、土質之燥湿悉ク整理ヲ加エ、期ヲ務ムル画一ナリ。四十四年総右衛門期滿チテ職ヲ去ル。太田四郎太夫之ニ代ル。大正二年四郎太夫職ヲ辞シ、河本伊八郎之ニ代ル。二人緒ヲ繼ギ、守リテ意ヲズ。三年ニ至リ全テ成ル。其ノ間年ヲ経ル者九、村長ヲ替ル者三、而シテ河南之地ハ部落散布シ、利害同シカラズ。論議百端、紛々交争シ、中道ニシテ將ニ決裂セントスル者数ナリ。然リ而シテ委員等

ハ常ニ能ク調停シ、村正・郡長亦屢々慰諭シ、遂ニ克ク大業ヲ成ス。其ノ費セル金ハ六万五千百八十餘円、兵庫農補助九百六十餘円・出石郡補助千八十餘円ヲ除ク之外ハ、村民皆奮躍シテ焉ヲ担ウ。其ノ面積ハ田二百町余タリ。宅地・池・溝ハ之ニ称ウ。此ニ於テ区域井々、畦畔乱レズ、来往容易、灌漑利便、地ニ高低無ク、土ハ燥湿ヲ免レ、勞ヲ省キ費ヲ減ジ、収獲ハ倍ヲ加エ、廩倉ハ充実シ、地価ハ頓ニ騰リ、各部ノ利害ハ総テ均一ニ歸シ、奪攘ハ路絶エ、争訟ハ起ラズ、各自結社シ務メテ貯蓄ヲ図リ、更ニ債券ヲ發シ以テ資金ニ通ズ。前之憂苦ハ変ジテ懽呼ト爲リ、衆始メテ日槍命之見ルル所有ルヲ知ル。村民商議シテ碑ヲ建ツ。余ニ銘ヲ乞フ。銘ニ曰ク。

有土不樹 (土有リテ樹エズンバ)

何如無土 (何ゾ土無キニ如カン)

有稼不鋤 (稼有リテ鋤ワズンバ)

何如無稼 (何ゾ稼無キニ如カン)

邑長首唱 (邑長首唱シ)

父老和諧 (父老諸ニ和ス)

整田理圃 (田ヲ整エ圃ヲ理メ)

通徑疏渠 (徑ヲ通シ渠ヲ疏ス)

土乾穀種 (土ハ乾キ穀ハ種リ)

家富人偷 (家ハ富ミ人ハ偷ジム)

功德遠大 (功德ハ遠大ニシテ)

永惠全区 (永ク全区ヲ惠ム)

(所在地) 兵庫縣出石郡出石町鳥居三一番地

出石町立小坂小学校校庭西南隅

(所有者) 出石町

4 社会の諸相

五一 山陰鉄道縦貫線中豊岡線ヲ取ルベキ意見書

豊岡市 市立図書館蔵

山陰縦貫線ハ北、露領ニ対シ西、朝鮮ニ隣シ国防上ヨリシテ之ヲ言フモ経済上ヨリシテ之ヲ言フモ皆至大ノ關係ヲ有セサルナシ、軽々之ヲ敷設スルハ国家ノ大計ヲ誤ルノ甚シキモノナリ、今鉄道敷設法ニ抛レバ山陰線ハ京都府下舞鶴ヨリ兵庫県下豊岡、鳥取県下鳥取、島根県下松江・浜田ヲ経テ山口県下山口近傍ニ至ルノ予定タリ、而シテ此線路中舞鶴ヨリ宮津ニ至ルノ間ハ已ニ京都鉄道線ニ属スルヲ以テ更ニ之ヲ論スルノ必要ナシ、今宮津・鳥取間ニ就キテ利害ヲ論究スル所アラントス、聞ク所ニ由レハ此線路ニ於テ政府ノ実測シタル所凡ソ四線アリ、曰ク豊岡線、曰ク峰山線、曰ク海

岸線、曰ク若桜線是ナリ、此内ニ就キ海岸線及ヒ若桜線ハ敷設法ニ指定セル豊岡ノ地ヲ經由セザル者タルノミナラズ、海岸線ハ其名称ノ如ク海岸ニ接スルカ故ニ国防上ニ於テ最モ不利ノ線路タリ、若桜線ハ大山・高嶺アリ三哩余ノ隧道ヲ鑿チ猶ホ且ツ「アプト」式ヲ用ヒザルヘカラザルガ故ニ亦不利ノ線路タリ、固ヨリ他ノ二線即チ豊岡線・峰山線ト同日ノ論ニアラザレバ嗚々論説スルノ必要ナキヲ信ズ、故ニ之ヲ省キ茲ニ豊岡・峰山ノ二線ニ就キ宮津・豊岡間ノ利害得喪ヲ比較シ豊岡線ヲ取ラサルヘカラサル所以ヲ論定セントス
試ニ豊岡線ヲ以テ峰山線ニ比スレバ其利便七項アリ、即チ左ノ如シ

- 一ニ曰ク線路海岸ニ瀕セザル事
- 二ニ曰ク従前ヨリノ順路ナル事
- 三ニ曰ク生糸市場ヲ通過スル事
- 四ニ曰ク哩数ヲ減少スル事
- 五ニ曰ク建設費ヲ減少スル事

二 明治後期の出石

六ニ曰ク營業費ヲ減少スル事

七ニ曰ク純益ヲ増加スル事

夫レ豊岡線ノ利便ハ逐次揭(宗カ)次スルカ如シ、而シテ峰山線ハ則チ之ニ反ス其損益得失一言ニシテ断スヘシ

抑モ国防上ニ於テ線路ノ海岸ニ瀕スルヲ避ケサルヘカカラサルハ宇内ノ定論ニシテ贅言ヲ為スノ必要ナシ、而シテ豊岡線ハ海岸ヲ通過スルコトナント雖モ峰山線ハ必ス海岸ヲ通過セサルヘカラス、是レ峰山線ヲ排シテ豊岡線ヲ取ラサルヘカラス所以ノ第一ナリ

宮津ヨリ豊岡ニ出ツルニハ従前ヨリ出石通りヲ以テ順路ト爲シ峰山ヲ經由スルモノハ極メテ稀ナリ、現ニ明治十五年電信線架設ノ際ニ於テモ峰山ヲ經過セスシテ出石ヲ經過セシカ如キハ則チ其の証ナリ、然ルニ従前ノ順路ヲ用ヒスシテ新ニ迂路ヲ取ルハ順序ヲ失セルノ酷シキ者ナリ、是レ峰山線ヲ排シテ豊岡線ヲ取ラサルヘカラス所以ノ第二ナリ

生糸ハ日本第一ノ物産タルノミナラス、山陰ニ於テハ

近年殊ニ一大産物タリ、豊岡線ノ要衝ニ当ル出石ノ地

ハ今ヤ但馬及ヒ因伯ノ生糸市場トナリ、三国ノ生糸皆一タヒ此地ニ集リ然ル後他ニ輸出スルノ状ヲ呈シ実ニ生糸集散ノ一大要地トス、況ンヤ出石ノ地ハ山名氏ノ時ヨリ但馬ノ首府タルモノ四百許年其人口ハ今ニ至リテ豊岡ト伯仲シ峰山・久美浜ノ比ニアラサルヲヤ、且ツ出石ノ生糸業ニ於ケル一斑ヲ記スレハ、出石町及ヒ其近傍ニ於テ器械製糸場ノ建設セラレタルモノ大小十數箇所ニ及ヒ、出石町ニ於テ生糸会社ノ設立セラレタルモノ無慮三箇所ニ及ヒ、昨年以來更ニ生糸取引所ヲ設ケント欲シ今ヤ現ニ其設置ヲ計画セリ、加之ナラズ古來七個所ノ磁器製造所アリ、最良ノ磁器ヲ生シ山陰・北陸及ヒ大坂(阪)・神戸等ニ輸出スルコト少カラズ、是ニ於テカ商賈集賣買活発其金融機關ノ如キモ明治十一年以來国立銀行アリ、漸次利益ヲ得テ今ヤ増資ノ出願中ニ係ルノミナラス、生野銀行・豊岡貯蓄銀行ノ如キ皆支店ヲ此地ニ設ケ市人モ亦現ニ一ノ貯蓄銀行ヲ新設

スルコトヲ計画セリ、其商工業ノ隆盛ナルコト峰山・網野ノ比ニアラズ、是レ峰山線ヲ排シテ豊岡線ヲ取ラザルベカラザル所以ノ第三ナリ

線路哩数ノ延長ヲ見ルニ豊岡線ハ三十一哩四十鎖タリ、峰山線ハ三十四哩七十五鎖六十節タリ、其差実ニ三哩三十五鎖六十節トス、夫レ線路ノ延長ハ単ニ建築費・営業費ヲ増加スルノミナラス、旅客・貨物ヲシテ時間ヲ徒費セシメ又其乗車賃・運送賃ヲシテ多カラシム、而シテ峰山線ノ哩数豊岡線ヨリ多キコト已ニ此ノ如シ、是レ峰山線ヲ排シテ豊岡線ヲ取ラザルヘカラザル所以ノ第四ナリ

建築費ニ就キテ之ヲ言フニ、豊岡線ハ二百二十四万七千余円ヲ要シ峰山線ハ二百三十四万九千余円ヲ要ス、此差七万一千余円タリ、七万余円固ヨリ大金ト云フベカラズ、然レ此省キ得ヘキモノヲ徒費スルハ経済上ノ失計之ヨリ大ナルモノアラズ、是レ峰山線ヲ排シテ豊岡線ヲ取ラザルベカラザル所以ノ第五ナリ

営業費ニ就キテ之ヲ言フニ豊岡線ハ四万二千余円ヲ要シ峰山線ハ五万余円ヲ要ス、此差壹万二千余円タリ、壹万余円ハ亦敢テ巨額ト云フニアラズト雖モ積ミテ数十年ニ至ル其不利必ズ数十百万円ニ上ラントス、是レ峰山線ヲ排シテ豊岡線ヲ取ラザルベカラザル所以ノ第六ナリ

又資本ニ対スル純益ノ割合ニ就キテ之ヲ言フニ、豊岡線ニ在リテハ百分ノ〇・一四二ナリト雖も峰山線ニ在リテハ百分ノ〇・〇八〇ニ過キス、嗚呼峰山線ノ純益少キコト実ニ此ノ如シ、是レ峰山線ヲ廃シテ豊岡線ヲ取ラサルヘカラザル所以ノ第七ナリ

以上列挙スル所ハ鉄道敷設上ニ於テ最モ緊要ノ問題ナリ、而シテ線路ノ海岸ニ瀕セサルカ如キ、従前ヨリノ順路ナルカ如キ、生糸市場ヲ通過スルカ如キ、哩数ノ減少スルカ如キ、営業費ノ減少スルカ如キ、純益ノ増加スルカ如キ、一トシテ豊岡線ノ峰山線ニ優ラサルモノナシ、是ニ由テ之ヲ見ルニ山陰縦貫線ハ断シテ峰山

線ヲ排シテ豊岡線ヲ取ラサルヘカラサルコト昭々乎トシテ明ラケシ

聞ク所ニ由レハ、此頃峰山線ニ就キテ私設鉄道ヲ敷設セント欲スル者アリト云フ、然レトモ果シテ豊岡線ヲ以テ山陰縦貫線ト為シ且ツ其線路ヲ第一期線ニ組入ル、モノトスレハ其着手ハ必ス数年ヲ出テサルヘシ、然ルニ此際ニ於テ縦貫線路ノ利益線内ニ一小私線ノ敷設ヲ許可スルハ失策ノ甚シキモノタリ、断然之ヲ排斥シ縦貫線ノ利益ヲ保護スルヲ要ス、由テ山陰縦貫線ノ豊岡線ヲ取ラサルヘカラサル所以ヲ縷述シ、以テ当路諸公及ヒ全国有志諸君ノ熟考ヲ祈ル

兵庫縣但馬国出石郡有志總代

本 岡 果

明治二十九年二月

平尾源太夫

今井甚兵衛

福富源藏

三 山陰鉄道縦貫線中豊岡線ヲ取ルベキ意見書(第二)

豊岡市 市立図書館藏

山陰縦貫線ノ峰山線ヲ用ユベカラズシテ豊岡線ヲ用フベキハ余輩曩ニ既ニ之ヲ詳論セリ、然ルニ此豊岡線ヲ用ヒズシテ和田山線ヲ用フベシト主張スルモノアリ、其説ニ曰ク山陰縦貫線ハ京都線ヨリ分岐スルモノナリ、故ニ綾部・福知山ヲ経、和田山ニ至リ曲折シテ豊岡ヲ経、鳥取ニ至ルベキハ当然ナリト、噫是レ謬見ノミ、余輩国防ノ為メニ之ヲ謀リ又商業ノ為メニ之ヲ謀ルモ皆失計ノ甚シキモノタルヲ信ズ、焉ゾ其謬妄ヲ明瞭弁析セザルコトヲ得ンヤ、由テ二項ニ区分シテ左ニ之ヲ論ゼントス

一 我国地形モト蜻蜒ニ似タリ、東北及ビ中央ハ首腹ニシテ西南ハ則チ尾ナリ、首腹ハ太クシテ尾ハ則チ細シ、故ニ往古王政ノ時ニ当リ五畿七道ヲ分ツヤ、東北及ビ中央ニ於テハ分チテ東海・東山・

北陸ノ三条ト為シ其西南ニ於ケルヤ分チテ山陰・山陽ノ二条トス、明治二十五年鉄道敷設法ヲ設クルニ及ビ東北及ビ中央部ヲ大別シ、三陸ヨリ東海道ヲ経ルモノヲ南線トシ、陸羽ヨリ北陸ヲ経ルモノヲ北線トシ、其中間即チ中山道ヲ経ルモノヲ中央線トシ、西南ニ於テハ分チテ山陽・山陰ノ二線トス、是レ即チ我国地勢ノ然ラシムル所ニシテ人意ヲ以テ動揺スベキモノニアラサルヤ昭々タリ、夫レ京都線ハ即チ京都ヨリ但馬和田山ニ至ルマデノ中央線ニシテ和田山ニ至リテ人字状ヲ為シ、南ハ播但鉄道ヲ経テ山陽線ニ接シ、北ハ但馬鉄道ヲ経テ山陰線ニ接スベキモノタリ、故ニ鉄道敷設法案議定ノ際ニ於テ当時京鶴線ノ業已ニ許可セラレタリシニ拘ラズ、山陰線ノ端ヲ京都ニ発セズシテ之ヲ舞鶴ニ発シタリキ、夫レ山陰線ノ端ヲ京都ニ発セズシテ舞鶴ニ発セン所以ノモノハ何ゾヤ、北陸・山陰兩線ヲ連絡シ敦賀ヨリ舞鶴ニ接シ舞鶴ヨ

リ豊岡・鳥取ニ接セシメンコトヲ希望セシナリ、果シテ然ラバ舞鶴ヨリ豊岡ニ達スルノ線路ハ距離最モ近キモノヲ撰バザルベカラズ、由テ其距離ヲ調査スルニ舞鶴ヨリ出石ヲ経テ豊岡ニ至ルノ距離ハ四十六哩十鎖ニシテ、舞鶴ヨリ福知山・和田山ヲ経テ豊岡ニ至ルモノハ五十七哩三十五鎖ナリ、工費ヨリシテ之ヲ云フモ、営業費ヨリシテ之ヲ云フモ、時間ヨリシテ之ヲ云フモ、運賃ヨリシテ之ヲ云フモ、短距離ヲ棄テ、長距離ヲ取ルハ一トシテ不利益ニアラザルナシ、然リ而シテ強ヒテ和田山線ヲ以テ山陰縦貫線ト為サント欲スルハ単ニ敷設法ノ主旨ニ反スルノミナラズ、實際ニ於テ不得策タルヲ免レズ、是レ余輩ガ和田山線ヲ排シテ豊岡線ヲ取ラザルベカラズト為ス第一ノ理由ナリ

二 国家ノ富強ハモト農・工・商業ト国防トノ二ツニ源洩セル、而シテ農・工・商業ノ通商ヨリ生シ国防ノ軍備ヨリ生ズルハ自然ノ通理ナリ、今ヤ舞

二 明治後期の出石

鶴ハ軍備上ノ要地タリ、宮津ハ通商上ノ要地タリ、豊岡ハ海ヲ距ルコト六哩、鳥取モ亦海ヲ距ルコト数哩ナリト雖モ皆是レ一地方繁昌ノ域タリ、共ニ軍備通商ノ関係ヲ有ス、故ニ舞鶴・宮津・豊岡・鳥取間ノ関係ハ極メテ縝密ニシテ其交通ハ極メテ駿速ヲ要ス、然ルニ短近ナル豊岡線ノ在ルアルニ拘ラズ迂遠ナル和田山線ヲ以テ縦貫線ト為サシト欲スルハ決シテ国家ノ長計ニアラズ、是レ余輩ガ和田山線ヲ排シテ豊岡線ヲ用ヒザルベカラズト為ス第二ノ理由ナリ

以上列挙シタルノ理由アルガ故ニ山陰縦貫線ハ必ズ豊岡線ヲ用フベクシテ和田山線ヲ用ユベキモノニアラザルヲ信ズ、議者或ハ謂ハン我国鉄道ノ開ケンヤ未ダ久シカラズ、線路開クベクシテ未ダ開ケザルモノ極メテ多シ、暫ク和田山以東ヲ以テ私設ニ任シ、和田山以西ヲ以テ官設ト為シ、其工費ヲ省キテ之ヲ他ノ新設スベキ官線ノ經費ニ供スルニ如カスト、此言ヤ一理ナキニ

アラザルガ如シ、然レドモ細カニ之ヲ考フルニ山陰縦貫線ハ北陸線ニ接続スベキモノニシテ京都線ニ接続スベキモノニアラズ、且ツヤ舞鶴・宮津・豊岡・鳥取間ニ於テ駿速ノ交通ヲ要スルハ前掲ノ如シ、姑息ニモ一時ノ經費ヲ省カント欲シテ敢テ百年ノ大計ヲ顧ミザルハ識者ノ取ラザル所ニシテ、或者ノ言ノ如キハ是レ所謂齊東野人ノ語ノミ、希クハ当路ノ諸公有志ノ諸君能ク其得失利害ヲ洞觀シ和田山線ヲ排シテ豊岡線ヲ採用セラレンコトヲ

兵庫縣但馬国出石郡有志總代

本間 果

明治二十九年二月

平尾源太夫

今井甚兵衛

福富源藏

三 富籤類似所業事件判決

檢察庁藏

判決

兵庫縣出石郡出石町ノ内田結庄町六十八番地

平民 仕立職 岡本幸助

六十年 七月生

同県 同郡 同町 ノ内谷山町二十九番地

士族 水車営業 山本藤蔵

兵庫県出石郡出石町ノ内材木町二十六番地

五十四年 八月生

士族 茶商 中村康一

同県 同郡 同町 ノ内松枝町百九十一番地

五十六年 十二月生

士族 無職業 永井八々士

同県 同郡 同町 ノ内本町十七番地

文久三年 五月生

士族 出石町役場雇員 宮谷陸蔵

同県 同郡 同町 ノ内魚屋町四番地

四十年 八月生

平民 荒物商 小槇助蔵

同県 同郡 同町 ノ内八木町四十二番地

三十九年 七月生

平民 宿屋業 杉立源左衛門

同県 同郡 同町 ノ内河原町七番地

五十七年 九月生

平民 大工職 小坂弥作

同県 同郡 同町 ノ内田結庄町九十二番地

五十五年 四月生

平民 穀物商 西村甚七

四十七年 九月生

右被告等ニ対スル富籤類似所業事件ニ付、検事吉川雅都立会判決スルコト如左

同県 同郡 同町 ノ内河原町八十四番地

主 文

平民 宿屋業 田原啓助

五十四年 五月生

被告幸助・康一・陸蔵・甚七・啓助・藤蔵・八々士・助蔵・弥作ヲ各料金壹円五拾銭ニ処シ、被告源左衛

二 明治後期の出石

門ヲ科料金貳円ニ処ス

押収ノ籤札貳百八十四枚ハ差出人ニ還付ス

理由

被告幸助外九名ハ、但馬出石郡出石町ノ内内町ニ鎮座スル有子稲荷神社ノ祭式管轄等該社ニ関スル諸般ノ事務ヲ取扱フ者ニシテ、予テ出石町商賈ノ隆盛ヲ慮リ旧慣ニ依リ該社例祭ニ各地ノ参詣者ヲ招集シ、間接ニ營利スル方法トシテ該稲荷神社守護札壹枚ヲ金壹封トシ、各之ヲ買受クル者ニ番号ヲ記シタル籤札ヲ与ヘ置キ、其祭終ノ日ニ別ニ各人ニ配布セント同一番号ヲ記シタル同数ノ籤札ヲ一緒ト為シ、之ヲ桶ニ入レ攪拌シ其上ヲ布ヲ以テ蔽ヒ其中央ニ小孔ヲ穿テ該孔ヨリ小児ヲシテ在中ノ籤札ヲ壹枚ツツ順次ニ四百二枚ヲ抽キ抜カシメ其番号ヲ当リ籤ト為シ、各等差ヲ付シ其番号ニ符合スル籤札ヲ所持スル者ハ米・反物・石瓶・手拭等ヲ分与シテ利益ヲ僥倖セシメ、以テ参詣者ヲ誘引セリ、而シテ本年八月廿七日、同二十八日、同二十九日ノ三日

ハ該稲荷神社ノ秋例祭ニ相当スルヲ以テ旧例ノ籤札分与ノ事ニ関シ被告ノ中藤藏ヲ除ク九名ハ祭典ノ前日、即本年八月二十六日時間不詳該稲荷神社々務所ニ会合シ種々商議ノ末、施与品買入高ヲ六拾円乃至七拾円迄トシ、而シテ総籤數ヲ八千トシ当籤ヲ四百本ト定メ、其内一番・二百番ニハ米一俵、四百番ニハ米三俵、五十・百五十・二百五十等五十ノ數ニハ縞若クハ晒木綿壹反ツツ、十・百十・二百十・三十等十ノ數ニハ石瓶壹ケヲ、其他ヘハ手拭一筋ツツヲ与ヘ、尚外ニ二本ヲ番外トシ之ニ酒壹升又鏡餅一重ヲ与フル事ニ定メ、中村康一・西村甚七・永井八々士ノ三名ハ施与品掛リニ、岡本幸助ハ出納掛ヲ各々管理スル事ト為シタルモ、物品ノ授渡、籤札配布ノ事タル到底一・二名ノ者カ処理シ得ヘキ事ニアラサルカ故ニ、被告等ハ総テ協同シテ其籤札配布、品物授与ヲ為スベキ定メニテ、康一・甚七ハ施与品準備トシテ米五俵・縞木綿六反・晒木綿三十二反・石瓶三十九箇・手拭三十二反ヲ買ヒ

調へ、若クハ買約シ物品授与ニ差支ナカラシメ、宮谷陸藏ガ本年三月中旬頃ヨリ該祭當時迄ニ追次製作シタル籤札八千枚ヲ、祭典ノ当日即本年八月二十七日午前八時ヨリ同日夜十時過迄、翌二十八日午前八時ヨリ同九時頃警察官吏ノ制止ヲ受クル迄ノ間ニ被告等十名ハ交互ニ前記社務所ニ於テ参詣者ニシテ守護札ヲ買受クル者ヘハ誰彼ノ別ナク該籤札ヲ配与シ、都合六百枚余ヲ交付シ、守札料トシテ金六円余ヲ收得セリ(証拠略)被告共ノ所為ハ明治二十五年兵庫県令第四十六号違警罪目第一条第三号ニ該当スルヲ以テ同条ニ依リ処断スベキモノニシテ(中略)押収品ハ刑事訴訟法第二百二条ニ随ヒ差出人ニ還付スベキモノ也

明治三十年九月廿四日

豊岡区裁判所 判事

田中汎政◎

裁判所書記 枚田市之助◎

西 官吏侮辱家屋毀壞事件判決

檢察庁蔵

判決

但馬国出石郡出石町ノ内松枝町百六十五番地

平民 木挽職 治作事 山本丑藏

六月生四十四年

同国 同郡 同町 ノ内東条町

平民 悉皆職 大村梅吉

正月生三十二年

同国 同郡 同町 ノ内谷山町三十四番地

士族 農 柳本寅藏

六月生三十三年

同国 同郡 同町 ノ内松枝町三十三番地

平民 漁業 山田弥三郎

十二月生四十六年

同国 同郡 同町 ノ内伊木町二番地

平民 農 宮本久太郎

二月生四十九年

同国 同郡 同町 ノ内小人町五番地

士族 農

足立豊藏

同国 同郡 同町 ノ内東条町二十九番地

十二月生五十二年

士族 大工職

小林安造(感)

同国 同郡 同町 ノ内松ヶ枝町百六番地

七月生二十八年

平民 日雇稼

福富弥藏

十一月生三十六年

同国 同郡 同町 ノ内谷山町百三番地

被告事件遂審理処

士族 陶器職

浅田定

被告丑藏・梅吉・寅藏・弥三郎・久太郎・豊藏・定・

八月生二十年

同国 同郡 同町 ノ内河原町六十番地

半藏・亀九百・作造・安藏等ハ、明治三十年八月二十八日(旧曆八月一日ニ相当)兵庫県出石警察署ガ例年出石

平民 農

喜一こと村上半藏

町(被告等定住地)有子稲荷神社秋季祭ニ於テ慣行シ来

正月生四十三年

同国 同郡 同町 ノ内柳町二十番地

リシ富籤類似ノ举行ヲ断然禁止シタルヲ憤激シ、同日午後同町福成寺ニ於テ出石町大懇親会ト称シ会合シ、

士族 陶器職

喜久雄こと永井亀九百

鯨飲ノ末、同日夜八時頃他ノ町民ト共ニ出石警察署ニ

一月生二十四年

同国 同郡 同町 ノ内材木町四十五番地

押寄セ大綱ヲ引廻リ頗ル騷擾ヲ極メタル上、(一)被告亀

平民 指物職

藤野作造

九百・安藏ハ該警察署ヘ向ケ投石シ同舎左側ニ的中セ

四月生十九年

シメ硝子窓ヲ毀壞シ、(二)被告作造ハ同署構左側木柵ヲ

押シ倒シ、(三)被告丑藏ハ同署詰巡査徳永熊太郎ガ前記

暴行制止中同署門内ニ押入り、片肌ヲ脱ギナガラ右徳永熊太郎ニ対シ貴様ノ剣ハ切レルカ切レルナラ切ッテ見ヨト暴言ヲ吐キ、尚門外群集ノ内ニ立入ラントスル際、熊太郎ニ僅カ六円取りノ南京米喰メガ威張りアガッテ馬鹿巡查メ、^な搦暴言ヲ以テ熊太郎ノ職務ニ対シ侮辱シタルモノナリ、^な四被告梅吉・寅藏・弥藏・久太郎・豊藏・弥藏・定・半藏等ハ、前記亀九百・作造・安造等ガ出石警察署ニ対シ暴行中、俠客土橋徳三郎ガ警察署ニ応援シタリトテ共ニ深ク之ヲ憤リ、全夜十時頃出石町ノ内本町土橋徳三郎居宅ニ押寄セ同人家宅ニ闖入シ、容赦ハナラヌ徳三郎ヲ引摺リ出セ、又出石町一統ノ協議ヲ中途ニテ違変シ警察署ニ一味スル廉詰問ニ来リタリ、亦前ノ意趣晴ニ来リシ、^な搦呼ハリ共ニ協力シテ徳三郎居宅ヘ其戸外ヨリ大石ヲ打付ケ或ハ小石・砂礫ヲ抛チ、表格子戸一枚、屋根瓦二十枚ヲ破壊シタル上、表庇ニ架ケタル樋ヲモ引キ外シ何レニカ持去リ、又大綱ヲ表格子下柱ニ捲付ケ其柱ヲ引倒シタル

モノナリ〔証拠・罰条略〕故ニ判決スル事如左

主 文

被告丑藏・梅吉・弥三郎ヲ各重禁錮四月ニ処シ、罰金六円ヲ付加ス

被告寅藏・久太郎・豊藏・弥藏・定・半藏・亀九百・安藏ヲ各重禁錮二月ニ処シ、罰金五円ヲ附加ス

被告作造ヲ重禁錮一月ニ処ス

押収品ノ中大石壳筒ハ之ヲ没収シ、其他ハ總テ各差出人ニ還付ス

刑事裁判費用ハ被告共ノ負担トス

明治三十年十二月二日、於神戸地方裁判所豊岡支部

公延検事吉川雅都立会宣告ス

裁判長 判事 浜口惟長 ㊦

判事 長谷川憲一 ㊦

判事 田中汎政 ㊦

裁判所書記 津森 ㊦

壹 家屋毀壞教唆事件予審終結決定書

檢察庁藏

予審終結決定書

兵庫縣出石郡出石町ノ内田結庄町廿七番地

平民 出石町長兼郡參事會員 福富源藏

嘉永三年正月生

全縣 全郡 出石町ノ内本町十七番地

士族 出石町役場雇兼町會議員 宮谷陸藏

安政三年八月生

全縣 全郡 出石町ノ内八木町四十二番地

平民 旅人宿 杉立源左衛門

天保十一年九月生

全縣 全郡 出石町之内材木町廿六番地

士族 茶商 町會議員 中村康一

天保十三年十二月生

全縣 全郡 出石町ノ内田結庄町

平民 穀物商 町會議員 西村甚七

全縣 全郡 出石町之内河原町八十四番地

嘉永四年九月生

平民 旅人宿 田原啓助

天保十二年五月生

全縣 全郡 出石町ノ内谷山町廿九番地

士族 水車業 町會議員 山本藤藏

弘化元年八月生

右之者ニ対スル家屋毀壞教唆被告事件公訴遂予審処

被告源藏・陸藏・源左衛門・康一・甚七・啓助・藤藏

が兵庫縣出石警察署長警部山室甲子郎が赴任以來日尚

浅キニ係ラズ嚴重違警罪違反者ヲ処分シ、尚又明治三

十年八月廿六・廿七・廿八ノ三日間執行スル兵庫縣出

石郡出石町ノ内内町有子稲荷秋季例祭ニ於テ、已ニ十

数年来舉行シ來レル富籤類似ノ所為ヲモ断然禁止シタ

ルヨリ、被告等ハ共謀シ如斯ナレバ明年ノ初午祭礼ニ

モ又必ズ嚴重ニ賭博ノ取締リヲナスニ相違ナシ、然ル

トキハ出石町ノ盛衰ニ其關係尠カラザレバ此際大ニ出

石警察署ニ反対スベシトテ、全郡全町ノ内東条町大村梅吉、全町ノ内材木町藤野作造、全町ノ内田結庄町片岡鉄太郎、全町ノ内谷山町柳本寅藏、全町ノ内松ヶ枝町山田弥三郎、全町ノ内谷山町浅田定、全町ノ内柳町永井亀九百、全町ノ内河原町岸田庄吉、全町ノ内伊木町宮本久太郎、全町ノ内小人町足立豊藏、全町ノ内河原町村上喜一、全町ノ内田結庄町本条良太郎、全町ノ内魚屋町小林安藏、全町ノ内材木町広瀬国太郎、全町ノ内松ヶ枝町福岡弥藏・山本治作等ヲ教唆シ、明治卅年八月廿八日全町ノ内柳町福成寺ニ於テ置酒鯨飲セシメタル末、全夜右大村梅吉・藤野作造等ヲシテ兵庫県石警察署建築物及全町ノ内本町土橋徳三郎ガ居室ヲ毀壞セシメタリトノ事ニ付テハ其証憑十分ナラズ、依テ刑事訴訟法第百六十五條ニ依リ被告源藏・陸藏・源左衛門・康一・甚七・啓助・藤藏ヲ免訴且放免スルモノ也

明治三十年十一月六日

神戸地方裁判所豊岡支部 予審判事 浜本庫吉[㊦]

裁判所書記 平出鈞藏[㊦]

癸 酒匂日糖元社長自殺

(イ) 酒匂日糖元社長自殺

『時事新報』(明治四十二年七月十二日付)

短銃にて瀧頭たきがしらを射る

子女へ遺言、堅き覚悟

過般来世人の耳目を聳動したる大日本製糖株式会社事件の予審も漸く終結を告ぐると同時に、茲に又端なくも無惨の椿事を出来したれ 事は十一日午前六時卅分頃前記製糖会社の元社長農學博士酒匂常明氏(四十九)が麻布区霞町一番地なる自邸の車夫部屋に於て六連発の短銃を以て我と我頭腦を射撃し一撃の下に無残の自殺を遂げたるなりけり 左に事の次第を掲ぐ

「悲憤と遺言」 同氏は日糖事件の起りてより常に親友等に向ひ「其身社長の要職に在りて監督の責務を尽す能は

ず、斯る事件を出来せしめたるは社会公衆に對して何とも申訳なく、縱令其心には毫も疚しき所なしとするも曠職の責は免れざる所なり」と悲憤しながらも其身の不明を慚悔し、予審の取調に對しては更に一点の隠蔽する所なくして自己の知れる事實を供述し、其身は幸にして稲村・秋山等の如く拘禁の身とならざりしかど、以来深く慚愧して昼も尚ほ邸門を閉ぢ親戚・古田の外は一般の來客を謝絶し、書生・下女等をも滅して生計を質素にし「人間は何時如何なる災害に遭ふも知れざるものなり」と常に家人を誡め、又或る時は子女を膝下に集めて「乃父おれは彼等不正者のために斯くも一生を誤まれ身に覚えなき濡衣をさへ着せらるゝに至れり、汝等も心して努力ゆめ不良の友達と交るべからず、若し交友を扱まずんば思ひ設けぬ卷添へに遭ひて乃父の覆轍を履むに至るべし」と、諄々と説き論したるは全く子女への遺言なりしと後に至りて思ひ合はされたり

自殺の決行 斯くて予審の決定を受けたる十日の夜も別に変わりたる様子なく、十時頃常の如く床に入り翌十一日の朝も通例の如く五時頃に起き出で、寝巻の上にも不着の羽織を被り顔を洗ひて戸外に立出でたり、元來同氏は毎朝、門側の新聞受取函に投入しある新聞をば自分に取出し、直ぐ其処にある車夫部屋の上り櫃かまに腰を掛けて之を閲読するを常とし居たれば、此朝戸外に出で行きたるは矢張り車夫部屋にて新聞を読み居る事と夫人を始め家族の人々も何の氣にも留めざりしに、六時となり六時半となり騒さわで七時にもなりて朝飯の仕度さへ出来たれど尚ほ戻り来らざるより、下女が車夫部屋に仕度が出来ましたと知らせに行きたるに、這は如何に主人常明氏は車夫部屋に於て右手に短銃を握り右の顚顚を紅に染めて仰向けに打倒れ居るにぞ、女中は声をも得立てず大變々々とばかり駆け込むに、夫人ハル子(四十)・長男常彦氏(十八)以下家族一同も只事ならずと胸騒がせつゝ駆け出し見れば目も当てられぬ

無惨の有様なり

捕官の検視 右の急報に接して同町内に住める麻布署警察医籙氏先づ駆附け、次で同氏の指図により桜田町に住む赤坂警察医も来診し注射其他有らゆる手当を試みたるも何様急所と云ひ時間も程経たる事とて、更に其甲斐なく最早如何とも詮方なしと決したるを以て所轄霞町分署に変死の急訴に及びたれば、鬼塚麻布署長は吉田刑事と共に同家に出張したるは午前九時廿分頃にて、署長等は無残なる死骸に取縋りて両眼を泣腫せる夫人を始め子女達の愁傷を察しつゝ、両医を指揮して検視したるに、余程堅き覚悟を以ての上と覚しく、手許も狂はず短銃の口を右の顛顚に押当て、唯一発の下に頭腦を撃て絶命したりしものにて銃丸は尚ほ腦中に残留し居り、顛顚の所よりは鮮血迸り出で頬より頸に掛けても韓紅からくれないとなり見るから凄絶の有様を呈し居り、検視の全く終りたるは十一時頃なりき

堅き決心 扱同氏が車夫部屋を死所と定めたるは、察す

る所邸宅は可なり手広けれど座敷にては何処にても家人に発見さるゝ虞あるより、此節車夫を解雇して其部屋の空き居るこそ屈竟なれと扱こそ最後の場所と定めたるものなるべく、又一口の短刀かぎが死骸の辺にありたりとの説が事実なりとすれば万一仕損じたる際の用意なりしなるべく、何れにしても深き決心を有し居たる事十分に推し得らるべし、但し、毎朝自ら新聞を取出すは前記の如くなれど此朝は受取函に投入しある儘にて取出したる形跡なかりしとの事なれば、有罪決定の事を記載せる新聞は未だ閲読せざりしならんといふ

自殺の原因 自殺の原因が日糖事件に関する憂憤の余に出でたるは殆ど疑ひなき事なるが、此日同邸に打集へる親戚・知友等も其原因に就て語りて曰く、酒匂氏今回の自殺は実に意外とする所にして原因に就ては氏は予て我々に語る様、身社長として責任ある地位にありながら部下不良の徒の爲めに会社をして今日の有様に立至らしめたるは社会に対し何とも申訳なしと云ひ、

又今回の予審事件に付述べたる所に拠るも身には一点の疚しき所なく畢竟巻添へに遭ひたるものにて、之が為め斯く長日月間苦めらるゝは一層憤慨に堪へずとて流涕し居たりし程なれば、全く憤慨の余りに出でたるものと思はると云々

葬儀其他 同家一切の事は横井時敬氏を委員長に推し知友・親戚一同打寄りて諸事斡旋中なるが、送葬は十三日午後一時神式にて青山墓地に執行する筈なるが同氏生来の嗜好は弓術を第一とせしよし

氏の略歴 氏の家は元と但馬出石藩の藩士にて旧藩主仙石子爵の祖先権兵衛義久(秀)が尚ほ信州小諸の城主たりし時よりの家臣なるが、仙石家の但馬に国替となりたる時には重役として随行し世々食禄百石を受け居たり、氏は文久元年十一月を以て出石に生れ幼年の時父久太郎氏に死別れしは同郷の先輩たる加藤弘之博士の実弟正矩氏に引取られて上京し、明治十年駒場農学校に入學して同十六年に卒業し翌年駒場農科大学の助教授と

なり農商務省の属官を兼任し、三十三年同大学の教授に昇任し此間に欧州に留学を命ぜられ帰朝後農商務省の技師となり夫れより北海道庁財務部長、同殖民事務長、農商務省書記官等の官歴を有し、三十二年には農學博士の学位を得て農務局長に昇任し、又從四位勲四等の位勲をも有せり、其後官海を辞して実業界に入り大日本製糖株式会社の社長となりたるは三十九年十一月にて、入社以来専心社務に従事し居たるも温厚にして未だ能く世事に通ぜざりし結果、磯村・秋山等の為めに誤られ其終りを全うする能はざりしなりといふ

氏の一家 同氏の家族は前にも記したる夫人ハル子(四十二)・長男常彦(十八)・次女蛭子(十六)・次男常仲(十)・三男常清(七)・四男三八郎(四)等にて、長女保子(二十二)は同県人岡部忠敏氏の許に嫁し居るよし

(口) 酒匂氏自殺に就て清浦奎吾子爵の談
『時事新報』(明治四十二年七月十二日付)
酒匂氏を好く知るに至りたるは子が農相の椅子に就き

たる時よりのことにして、当時酒匂は農務局長なりしが恰も三十七・八年戦役前後に際し多大の軍費を要したるを以て、米の一石も麦の一俵も将た生糸の一梱も多く増取せんことを図り銳意熱心、畜産は勿論一般産業の大発展を期図し、殊に農事の改良進歩を図るために地方長官に訓令を發したるが、今尚ほ行はれつゝある十四項の農事綱領は即ち是にして酒匂氏の力与つて大なるものあり、斯の如き次第なりしを以て当時は多く省内にて執務するよりは地方に奔走し居りたれば常に酒匂氏を同行したるが、至て快活、誠実なる性質にて何時も晩酌を採れば快気焰を吐いて面白き好人物なりき、左れば能く局内の人望を博せしのみならず農學博士として専門の智識を有し居たるを以て其事務も着々効果を挙げ居りたり、其後日糖会社に入りてよりは自然接見の場合も趣なかりしを以て如何なる事を為せしかは詳しく知らざれども、今回の事件發生後兩三回訪問せられたる折には、全く自己の不明の爲めに斯る失態

を生じ株主は勿論一般經濟界の紊亂を招きたるは実に慙愧に堪へずとて悔恨・懺悔し居たりし所より察すれば、蓋し不正の考を以て爲したるにはあらざるべし、殊に聞く所に依れば部下には辛辣なる手段を揮ふ者ありたりとのことなれば、思ふに彼の人物にては能く部下を制御すること能はずして遂に今回の事件を招きたるものならん、先刻押川次官より電話にて自害の事を知らせたれば、今ま悔みに行きて歸りたる処なるが実に悲惨の死を遂げたる次第にて哀悼の至りに堪へざれども、亦一面より考ふれば固より予審は有罪と決定したれど、裁判の判決迄は青天白日の人と見るべきものなれど万々不幸にして有罪となり醜陋なる囚人とならざる可からざる境遇となることありとせば、寧ろ悲むべきことにはあらず、而も一死以て罪を償はんとする心事は所謂武士の崇高なる精神を發揮し得たるものにして賞讃するに足るべし

二 明治後期の出石

(八) 酒匂氏の家庭武士的教訓

『東京朝日新聞』（明治四十二年七月十三日付）

酒匂氏は常に嚴肅なる武士的家庭を造り終始亡母はつ子の遺風を遵守し居たり、氏が今日の位地と学歴を有するに至りしは全く亡母はつ子の丹精に依るものゝ如し、氏は幼少の頃父を失ひ家政も不如意にて到底東京に遊学する資力なかりしを、亡母は苦心慘澹して氏を東上せしめ駒場の農学校に入学せしめたるなり、在学中慈母はつ子は病の為死亡せしが、臨終の際家人に向ひ決して東京の常明に自分の死を知らすな、若し常明が知らば心気沮喪して折角の志に障碍を与ふる如きことありてはと、終に死亡せし後まで報知せざりしといふ、爾來氏が一家を造るに至りてはよく亡き母の指導と訓戒を守り、亡母の命日には茶菓を靈前に供し、我子女を始め書生下婢等を集め亡母の徳を説き聞かせ人としての為すべき道、兄弟の情、友との交はり方、主従の分限等に就て懇なる座談を為し、一同に茶菓を分

つを例とせり、又叙勲・其他の身に光榮ある際には先づ之を母の靈前に捧げ、母尚在すが如き態度にて之を告げたりきと云ふ

五 酒匂博士の遺書

『東京朝日新聞』（明治四十二年七月十三日付）

(イ) 酒匂博士の遺書

日糖事件の獄に連座して有罪の予審決定を与へられたるを恥辱とし悲壯なる自殺を遂げたる酒匂常明氏が、長文の遺言書を遺し置きたる由は昨日の紙上に報道せしが、此遺書は氏が自殺後、書斎の手文庫より発見し昨朝に至りて公にせられたり、洋紙に鉛筆の走り書なれど字体極めて明瞭、六月下旬に筆を起して本月五・六日頃擲筆せるものゝ如し、全文を左に掲ぐ

処 決

余は明治三十九年の十一月までは内は聖恩に浴して賜はる所の俸禄を以て妻兒と共に幸福なる家庭を結び、

外は要職を奉じて聊か国民幸福の為に尽すこと数十年なりしに、此の月突然に糖業の統一発展に従事すべき勧誘を受く、其の勧誘がたとひ蔵相及び実業の泰斗即ち最も適当なる人格を有する人々より出でたるにせよ、余が遂に之を辞退するを得ざりしは抑余の不明の始まりなり、十数名の重役は互に相識にして殊に京阪両会社対立の頃より肝膽相照の者ども其幹部を占めたるに、余は幹部外の馬越氏を知るの外皆始めて其の氏名を知る人なり、夥多の社員も亦一面識なき者なり

夫れ実業界の人は官界の人とは其素養・性格大に差異あるものなるに、余は此者流の間に孤立して一員の淘汰を為さず恰も甲乙官庁間の転任と同観して同僚・下僚に全幅の信用を置き、以て弊害なく成績^(積)を挙げ得べしと思惟したるは不明の甚だしきものなり、四十一年の七月内閣更迭に際し、多年心服せる先輩より任官の懇命を受けて之を渋沢男に計りしに、男は足下今官途に就かば世は足下を批評して昨は利を追ひ今は名を求

むるの人なりと誹るべく、我輩又之を弁護するに由なしと一撃し、尚反対の理由を説述せらるゝこと五・六項なりし、依て余は一切を男に一任し男は熟考して本件を不実行に帰せしめられしが、当時余は男の擯斥を買ふとも辞任を決行せしならば余の為めのみならず会社の為には亦得策なりしならんに、其決行を為し得ざりしは余の不明の致す所なり、余は事業上の事には未熟なるを以て他日時機の到来するを待つこととして会^(敢)て自ら発議せず、同僚の提議に聞き同僚の打算に信頼して而して裁決を謀りしものあるべし、たとひ未熟なるも又他の反感を買ふとも寧ろ最初より一切の事を事実上自己の構内に改めて処理せしならば其結果今日の如くならざることを得しならん、其決断に出でざりしは又之を不明に帰せざるべからず、唯対政府関係は余は聊か尽し得たりと自信す、政府の為には脱税問題は生起することなからしめ諸事政府の政策と一致することを力め、彼の官僚問題の如きも会社議員間の運動は

二 明治後期の出石

完全に之を防止し得たりと確信せしに、之のみは今回の瀆職暴露に依つて一部重役と一部株主との秘策行はれたるを知り呆然たるを免れざりし、又事業の為には頻々官省に出入し意見を開陳し書類を提出すること幾回なるを知らず、論理の方面に於ては余は事業の利益の為め力むべきを力めたりと信ずと雖も、要するに不慣の業務に従事すること二星霜到底余に統率感化の力量なきを以て、四十一年十二月末固く意を決して辞任せしは不明を以て始まり不明を以て終りしものなり

事業の困難は大に税法の不適當、不景氣の打撃等に原由するにせよ、事業の実務は専務・常務・重役の専ら執行せし所なるにせよ、各種の弊風は遠く余の入社前に醸成せられたる所なるにせよ、余は決して責任を有せずと云はず、否事業の窮境と資本者の迷惑と暴露せる醜状とを見て至大の憂苦を感じ、不明の全責任を一身に負ふて処決する所あらんとするなり

余は人に超えたるの才能・手腕を有するにあらずして、

而して朝野の間に若干の信用を得たるは誠意と正直とに因ることを自信す、故に事業に従事して以来も厘毛の私なく一点疚しきことなく一般に師範を以て自ら居れり、されば余は処決後、余の性格に対し疑ひを抱く者なきやの些懸念を有せず、余の性格は先輩・知友の永遠に信認し賜わる所にして其以上の有力なる保証あることなし、夫れ任意の処決は心事高潔なる者のみ之を為し得べく心事高潔なる者に非されば又犠牲たるの価値なし、去二月外国通の望月小太郎氏は、(ロンドン)倫敦の一大会社悲境に陥り一部の重役拘引せらるるや社長の侯爵は公平無私の人なりしが短銃を以て自殺を行ひ徳義上の責を果して英国紳士の面目を發揮せる由を物語り、此話は武士道国民の耳には潔く聞かれり

余は凡人たるを免れざるなり、一面心身は疲労し神経は過敏となり一面憤怒・愛惜等の情念切烈なり、余が処決と謂ふも凡人の分外なれば或は誤るとあらんも世は之を寛恕せんことを謂ふ、彦九郎・華山の自刃、隆

盛・月照の入水世を觀したるの心事察すべし、若し夫れ勉決の時機に付いては前の英国侯爵の例に比せば遅れたるが如しと雖も、矢張り凡人の心として余の去暮來焦勉せる後継重役の組織完成を見たる後の事にせんと思ひ、又遂に法衙の調査開始せられたる以上質問あれば応答し置くを一の義務なるべしと思ひたり、法官の問答は断続ありて連絡を欠くと雖も正邪の別は明瞭となりしならん、余は其調査終了を待たんと思ひ六月中旬には其時機到来すべしと思ひしに、最近の模様によれば尚終了は何の日にあるや知るべからず、余りに長く忍耐する能はず、遷延して決心の鈍ることを恐る。

爰に於て余をして多年過分の信愛を賜はりたる先輩諸公の長久なる寿福を祈らしめ給へ、常に深厚なる同情・友誼を与へられたる友人諸君の健康と成功とを祈らしめ給へ、最後に余の一族に幸福の時期の到来することを祈らしめ給へ、最愛の兒よ兒等の眼前に貧窮と

云ふ大敵は逼迫せり、去りながら恐るゝ勿れ、健康と正直と勤勉・忍耐と勇氣とは無限の資本なり

悲嘆に換ふるに奮闘を以てせよ、忠孝節義家を興し國に尽せよ、斯くは言へるも顧みれば兒尚幼なるもの多し、憐れむべし、兒の母は今より稀有の艱難に遭遇するなり、長じたる者先づ此消息を解し、長幼相率ゐ相携へ能く母の命に服従し、他日誓つて母に慰安と幸福とを供することの爲めに勉励せよ、万歳、万歳、万々歳

(口) 常明氏及不明氏の過去及未来

常明氏は明治三十九年某日他界す、氏の遺言に依れば爾後の猷身の否猷靈的事業は最も愉快・幸福なりし經驗に基きて農事の發達を計り、且其地位を保護するに在り、常明氏の分身たる不明氏は在世僅に二年半にして今日遠行す、不明氏は其の純潔なる身体を犠牲に供して不明を謝するの決心を有し居たれば遠行は其の期せし所なり、不明氏の近來の言に徴すれば、氏の今後

二 明治後期の出石

の猷軌的事業は最冷酷・悲惨なりし経験に基きて正善なる人の繁榮を計り、且つ其の運命を守護するにあり以上

六月末の分は以上にて尽きたるが、尚自殺の前夜認めたりと覚しきは鉛筆の走り書にて字体稍明瞭を欠きし左の追記なり

処決追記

勿論幾度か思ひ返して見たれど、余の意に適したるは此処決の外にない、法衙調査の終結を待つ、それまでは間に答ふるの義務ありと思ふたが中々長い、六月中旬も事実でなかつた、七月三日議員の判決と同時終結との噂も間違つた、迎も秋口との事で、昨今に決心した所が今度は終結したとの噂がある、酒匂も引合ひだとの噂もある、未だ何の沙汰もないが調査が見たい様の心持もする、併し之を見て調査の不穩当、連絡の欠如、真相の顛倒・誤解・誤判などがあると（正邪は明瞭、悪心・悪事なきものを刑罰に問ふ如き錯誤・残忍はまさかある

まいと思へども、法官も神ならぬ人であるから間違がないと限らぬ、其の為に三審の用意もある）どうしても是正せざれば止まぬとの俗界の名誉心やら老婆心やらが起る、それが為めに遷延する、覚悟・決心に鈍りが来る、愛惜の煩悩(俗)に打勝たれる、矢張三猿主義が決断の前提である

眼心から後頭部にかけて宿痾神経痛頻りなり、好し今、痛恨否痛根を絶つべし

文庫の中に処決と記したるものあり、それは公にして宜し

此の鉛筆書は誰か墨書しておいて貰ひたい、当分は入用ならん、あとでは焼棄するとも如何様にもせよ

㊦ 酒匂博士の死

『但馬新聞』(明治四十二年七月二十五日付)

世道人心の萎靡振はざることを今日の如く甚しきはあらず、殊に社会の上流に立て世道人心を支配す可き位置

にある人に其甚だしきを見る、彼の大官・豪商・代議士等が或は法網をくよりて醜行を敢てし、或は既に天網免れ難く縲紲（わいせつ）の辱を蒙りたるなぞ世人の熟知するところ也、過般自殺せる旧日糖社長酒匂氏は但馬出石の人にして、蚤（はや）く大学を卒業し独（ドイツ）乙（イッ）に留学し農學博士の学位を有ち、曾ては我が岡毅氏の後任として横浜生糸検査所長たりしこともありし人也、其後氏が農商務省に在任中は我国農政の爲めに尽くしむこと尠なからず、一朝渋沢氏等の爲めに強て日糖会社に入りてより部下の爲めに誤られ、会社の被統を来たすや深く責任の肩上にあるを思ひ、昔の武士がしたらん如く潔く自殺して自個の不明を社会に謝しにき、彼は生前一点の疚しきことあるにあらず、只部下と周囲に誤られ従来の経歴を傷けたるを恥ぢたるなり、近時酒匂氏の如き境遇に陥りし人少からず、而も氏の如く自殺して罪を謝したる人あるを聞かず、果然氏は武士の家に生れたる人なり、吾人始め酒匂氏の破綻を聞くや吾が但馬人の名

の下にこれを恥ぢにき、今や氏の自殺を聞くに及んで深く但馬人の名の下に云ふ可からざる誇を感じず博士の死は近時頽廢せる日本人の道念に偉大なる覚醒を与へたと同時に、但馬人の名の下に仙石家の忠臣たりし氏の祖先の名を辱めざるものと云ふ可し